農林水産省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
48	A 権限移譲	農業・農地	農地中間管理事業における農用地利用配分計画認可の県から市町村への権限移譲及び縦覧期間の短縮又は廃止	農地中間管理事業の推進に関する法律（以下、「機構法」）第18条第1項の規定による農用地利用配分計画（以下、「配分計画」）の知事の認可について、農地の所在と賃借権の設定等を受ける者の住所が同一市町村の場合は、当該市町村長が認可できるようにすること。 また、配分計画の2週間の縦覧期間を短縮または廃止するよう制度を見直すこと。	【支障事例】 農地法又は農業経営基盤強化促進法（以下、「基盤法」）による賃借の場合、農業委員会の許可、又は市町村長の公告までに要する期間は約4週間で、比較的短期間で手続が完了する。 一方、農地中間管理事業による賃借の場合は、基盤法による農地中間管理機構（以下、「機構」）への貸付手続（市町村段階の4週間程度）に加え、機構と農地の受け手が賃借権等を設定する場合に必要となる配分計画は、知事が認可することから、審査、公告、2週間の縦覧期間（法定）などの県段階の手続きに約8週間かかり、事業の実施までに約10週間程度の期間を要している。 このため、農地中間管理事業による貸付の手続きは農地法等に比べて長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。 なお、平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。	【効果】 機構法第18条第1項の配分計画認可を市町村へ権限移譲することについて、機構法第19条第2項の規定により配分計画の案を作成する市町村は、農業委員会とも二度にわたって受け手の意良扶況把握や利害関係人との調整を十分に行っていることから、審査に時間を要さず、事業の効率化が図られる。 また、同法第18条第3項に基づく2週間の縦覧を短縮又は廃止することにより、県段階の審査・縦覧・公告までに要する期間が短縮され、利用者の利便性が向上することにて事業の効率化が図られる。 なお、市町村はこれまでの手続きに加えて配分計画の公告も行うこととなるが、配分計画案はこれまでも市町村が作成していることから審査期間も短く、事務量の増加は少ない。	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項、第3項及び第4項、第19条第2項	農林水産省	青森県	農地中間管理事業の推進に関する法律附則第2条において、施行後5年を目途として事業の在り方全般を検討することとしている。	福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、静岡県、島田市、山口県、徳島県、高知県、熊本県、沖縄県	○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続に長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。 ○農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤法に基づく市町村長の利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心にした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間を要している。 そのため、担い手農家からは、農地法、基盤強化法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。 本県としても、農地の出し手と担い手のマッチングが整いたい、速やかに担い手に農地を集積できるよう、国が示す手続き期間短縮化の例を参考に、事務の迅速化を図ってきたところであるが、更なる迅速化のために、農用地利用配分計画の縦覧を廃止又は縦覧期間を短縮したいが、法定で2週間と期間が定められているため見直しができない。 なお、市町村農業委員会が農地配分計画案を作成する際に、当該地域の担い手を優先するなど配慮をしているため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき利害関係者から意見が提出されることは、実態としてなく、農用地利用配分計画の縦覧の必要性は低いと考える。 ○農地中間管理事業を行うには、①農地を貸したい人と農地中間管理機構とで基盤強化法等による手続き、②機構と農地を借りたい人とで農地中間管理法による手続きの2つの手続きが必要となり、多くの手間と時間を要している。 また、配分計画を定めるにあたって、貸したい人と機構との間では市町村が手続きを行い、機構と借りたい人との間では機構が手続きを行うこととなり、市町村と機構とでスケジュールや内容について連絡調整などに手間がかかっていると考えられることから、円滑に取り組むためには、市町村にワンストップ窓口を設置し手続きの簡素化を図ることが望ましい。 ○同様の支障事例・課題が発生しており、制度改正は必要と考える。 なお、農地所有者と借受者が同一市町村に限定した提案であるが、市町村内外で事務量に格差ができること、小規模市町村では借受者が市町村外である事例が認められること、借受者はエントリーの手続きを行うため一定の確認を終えていることから、市町村外の借受者も含め当該市町村で認可できるよう制度改正を望む。 ○本県でも提案内容と同じ支障事例あり。現行制度では、ある程度転貸先が決まっている案件でも県による配分計画の縦覧を経た後に認可する必要があるため、転貸後に栽培される品目によってはその栽培の適期を逃する。 【制度改正にかかる課題】 縦覧期間を廃止した場合、計画認可後の利害関係人からの申し出に対するマニュアルなど利害調整の仕組みを明確する必要がある。 ○農地法又は農業経営基盤強化促進法（以下、「基盤法」）による賃借の場合、農業委員会の許可、又は市町村長の公告までに要する期間は約4週間で、比較的短期間で手続が完了する。 一方、農地中間管理事業による賃借の場合は、基盤法による農地中間管理機構（以下、「機構」）への貸付手続（市町村段階の4週間程度）に加え、機構と農地の受け手が賃借権等を設定する場合に必要となる配分計画は、知事が認可することから、審査、公告、2週間の縦覧期間（法定）などの県段階の手続きに約8週間かかり、事業の実施までに約10週間程度の期間を要している。 このため、農地中間管理事業による貸付の手続きは農地法等に比べて長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。 ○権利移転の手続期間の目安として、農業経営基盤強化促進法が約2か月なのに対し、農地中間管理事業法は約4か月を要する。 契約時及び契約内容変更時の手続が農業者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所窓口で生じている。 ○基本方針の策定や事業推進の認可を行う国において、農用地利用配分計画がその内容に沿ったものになっているかを確認し、適正化を担保するという事業の趣旨に鑑み、配分計画認可の県から市町村への権限委譲については、事業の根幹に係る部分の改正となることから、慎重な判断が必要と考える。 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告や縦覧については、事務が煩雑で多くの時間と労力を要しており、農業者にとっても活用の妨げとなっていることから、事業をより一層推進していくとて、本県においても、縦覧期間の短縮又は廃止を要望する。（なお、本県においても、平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。） ○配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もなく、制度の見直しが必要である。 ○提案と同様の支障事例が本県でも発生（約25,000筆分（4カ年累計）の認可公告事務が発生）していることから、事務の簡素化と手続期間短縮などの制度改正が必要。 縦覧中に意見書が提出された事例無し。 市町村の事務負担増にならないような改善が必要。 ○農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律）による賃借権の設定の場合、農地利用集積計画に基づく農地中間管理機構による中間管理権の設定、農用地利用配分計画に基づく担い手への賃借権の設定が必要となっている。 そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であることや手続きに要する期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっていると考える。 今後、農地中間管理事業を活用した担い手への農用地の集積を円滑に推進するために は手続きの簡素化が必要であり、農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧期間（2週間）が短縮又は廃止されれば事業の利用向上につながると考えている。 なお、これまでに縦覧期間中に利害関係者からの意見書が提出されたことはない。 ○本県においても、具体的な支障事例と同様の状況となっていることから、本提案が実行されることにより、事業の効率化が図られると考えられる。 ○事務手続きに長期間を要する。 都道府県や市町村に過重な事務負担が生じている。 手続きが煩雑で、農業者等が農地中間管理事業の活用を敬遠している。 ○農地中間管理事業による農地賃借は、農地集積から農地配分までで2週間程度期間を要することから、機利設定を急いでいる農業者からは敬遠される傾向にある。 ○本県においても平成28年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もなく、農地の借受者の利便性を図るために、提案に賛同する。	【管理庁】 警察としては、暴力団の資金獲得活動の実態解明を図り、中小企業等協同組合法に関連する暴力団の違法・不当な介入実態が判明したならば、主管省庁である中小企業庁に情報を提供するなどの協力を行ってまいりたい。 なお、各法令において暴力団排除条項を設けるべきか否かについては、各法令が規制する事業者等における暴力団の活動の有無等の実態を踏まえつつ、主管省庁において個々の法令ごとにその必要性を判断すべきものであり、必要性があると判断されたものから可能な限り早期に当該法令を改正して暴力団排除条項を盛り込んで対応すべきものである。したがって、まずは、主管省庁である中小企業庁において暴力団排除条項の要否が検討されるべきである。 【金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】 現時点で、中小企業等協同組合法に基づき設立された組合が、実際に暴力団の活動に利用されているなどの情報は警察当局などから寄せられていない。今後、必要に応じて各自治体等からの情報提供等を通じて更なる状況把握を行うとともに、政府全体の取組状況を踏まえつつ対応してまいりたい。
59	B 地方に対する規制緩和	産業振興	中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正	中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	【支障】 近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいるが、中小企業等協同組合については全国中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の条文が加わったところである（平成27年）。 しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団照会も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。 【改正の必要性】 反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策閣僚会議の「「犯罪に強い社会」の実現に向けて」においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。ついては、他法律（資金業法や水産業協同組合法など）と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。	—	中小企業等協同組合法	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	茨都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	—	石岡市、川崎市、綾瀬市、愛良県、愛媛県、熊本市、大分県	○今後支障事例が生じる可能性は高いこと、また、暴力団排除が社会全体の課題であることや資金業法などと類似法令との整合性からも改正が必要である。 ○反社会的勢力排除を徹底するとて、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定の追加は必要不可欠であると考えられる。 ○本県においても、他県と同様、仮に暴力団関係者から組合設立の認可申請があった場合、認可を拒否する法令上の明確な根拠がないことから、法改正の必要性があると考える。 ○認可の根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な排除規定がないことから、法に基づいて暴力団と関わりのある組合の認可を拒否することは、難しいと考える。暴力団排除条例の制定等により、風レベルの施策として暴力団の排除が全国的に進む中、組合等団体における企業倫理を通守する意味でも、法において排除規定を定めることに賛同する。	【警察庁】 警察としては、暴力団の資金獲得活動の実態解明を図り、中小企業等協同組合法に関連する暴力団の違法・不当な介入実態が判明したならば、主管省庁である中小企業庁に情報を提供するなどの協力を行ってまいりたい。 なお、各法令において暴力団排除条項を設けるべきか否かについては、各法令が規制する事業者等における暴力団の活動の有無等の実態を踏まえつつ、主管省庁において個々の法令ごとにその必要性を判断すべきものであり、必要性があると判断されたものから可能な限り早期に当該法令を改正して暴力団排除条項を盛り込んで対応すべきものである。したがって、まずは、主管省庁である中小企業庁において暴力団排除条項の要否が検討されるべきである。 【金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】 現時点で、中小企業等協同組合法に基づき設立された組合が、実際に暴力団の活動に利用されているなどの情報は警察当局などから寄せられていない。今後、必要に応じて各自治体等からの情報提供等を通じて更なる状況把握を行うとともに、政府全体の取組状況を踏まえつつ対応してまいりたい。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
48	本提案に対して11団体の追加共同提案があり、多くの支障事例が生じていることから、事業の効率化、利用者の利便性向上のため、縦覧期間の短縮又は廃止、及び第一市町村内における農地の農用地利用配分計画認可の市町村への権限移譲について、検討していただきたい。	－	【群馬県】 配分計画案を作成する際の地域における事前調整の結果、縦覧期間中に利害関係者から意見が提出されることがない実態を踏まえ、5年後見直しに伴う法改正により縦覧を廃止し、農地中間管理事業における事務手続きの迅速化と、都道府県の事務負担の軽減を図っていただきたい。 【福島県】 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年後を目処とした総合的な検討にあたっては、今回の提案を十分勘案するよう要望する。	－	【全国知事会】 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。 また、まちづくり・土地利用機関等の地域の空間管理に関する事務について市への移譲を進めることとするとの地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ、都道府県の農用地利用配分計画に対する認可権限の移譲については、提案団体の提案に従って積極的な検討を求める。 なお、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすい環境整備を一層進めること。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、手続の簡素化に向け、対応を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	【総論】 ○「機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討する」とのことであるが、配分計画の都道府県知事認可、当該認可における縦覧制度、利用権の存続期間延長、単純な業務委託の知事承認についても提案団体の支障を解消する方向で検討いただきたい。 【1】農用地利用集積計画・配分計画の作成事務の簡素化・迅速化 ○ 配分計画の都道府県知事認可については、機構、都道府県及び市町村における計画策定事務に係る一連の手続を簡素化・迅速化する観点から、市町村単位で完結する仕組みへと見直す方向で検討いただきたい。 ○ 配分計画の都道府県知事認可に係る縦覧制度については、実態として、提案団体においてこれまで意見提出の実績がなく、計画策定前段階で関係者間での意見調整が行われていることなどを踏まえ、縦覧を廃止する方向で検討いただきたい。 【2】利用権の存続期間延長手続きの緩和 ○ 利用権の存続期間を単に延長するだけの場合（契約期間以外の内容が既契約と全く同一であり、当事者間で合意がとれている場合）には、周辺の土地利用が現状から変更されるものではないことから、安定的な土地利用を促進するためにも、存続期間の延長に係る手続を別に設けるなど、集積計画及び配分計画の撤回・再作成・認可・公告等の事務を不要とする見直しを行うべきではないか。 ○ 機構関連事業の対象とする農用地については、あらかじめ当該事業が行われ得ることについて所有者に説明が行われていることを理由に、改正土地改良法の施行後に機構が農地中間管理権を取得した農用地のみとされているところ、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地について、機構関連事業を実施しようとする場合には、集積計画の撤回・再作成等により、農地中間管理権の再取得を行う必要があるとされている。 機構関連事業の実施に係る手続を緩和する観点から、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地についても、所有者の合意を得た場合等には、機構関連事業の対象とする方向で制度を見直すべきではないか。 【3】農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止 ○ 農地中間管理事業の実施に当たって求められる公正性を担保するために業務委託に係る知事承認制度が設けられているとしても、農地管理や普及啓発などの単純な内容の委託業務についてまで知事承認を求める必要はないのではないか。	【総論】 ○ 農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 【1】について ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 【2】について ○ 配分計画の単純延長は、農地の集約化の機会を逃すおそれがあり、これを推進することは望ましくないと考えるが、他方、手続の簡素化は重要であるため、これらのバランスを取りながら検討していく。 ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 【3】について ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。	6【農林水産省】 （ア）農業経営基盤強化促進法（昭55法65）及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平25法101） （ⅰ）農用地利用配分計画の案の縦覧（農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項）については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （ⅱ）農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
59	業界によっては、刑事事件等を起こした過去がある等、暴力団の関与が懸念されることがある。近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいるや、中小企業等協同組合の関係者が、暴力団関係者であることは望ましくないため、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したい。 また、暴力団の関与を事前に防止する必要があると考えるため、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定への追加を求める。	－	－	－	【全国知事会】 公共工事や許認可などの行政分野において、暴力団の関与をあらかじめ防ぐとともに、排除を進めるため、法改正により暴力団排除条項を追加すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		中小企業等協同組合法を改正し暴力団排除規定を追加するためには、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保できないなどの具体的な立法事実が必要であるが、現時点でそのような情報を把握していない。 引き続き中小企業庁と警察庁が協力して情報収集を行い、中小企業等協同組合法の目的である「中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ること」を成すにあたり、暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置を講じる必要があると認められる場合には、必要な措置を検討することとしたい。	6【農林水産省】 （ⅰ）中小企業等協同組合法（昭24法181） 中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係府省：警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省）

農林水産省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
60	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	災害復旧事業の重要変更協議案件の基準の緩和	災害復旧事業において農林水産省との協議が必要となる重要変更の基準の緩和	【現状】 災害復旧事業において計画変更する際には、「増加し、又は減少する工事費の額（設計単価又は歩掛の変更に伴い増加し、又は減少する工事費の額を除く。）が、変更前の工事費の額の30パーセントに相当する額（その額が200万円を超える場合は、200万円。ただし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害に係るもののうち、岩手県、宮城県又は福島県に係るものにあっては、その額が2千万円を超える場合は、2千万円）」を超えるものである場合、あらかじめ農林水産省（近畿農政局）に協議し同意を得る必要がある。 【支障】 災害復旧事業は、その性格から残土を取り扱うことが多いが、近年、現場の近隣で残土処分地の確保が困難となっている。災害査定時に処分先が決定していない場合、必要最低限の処分費用の計上ができないが、その後実施にあたって、遠方に残土処分地が決定した場合に、処分費用や運搬距離の変更等の内容で重要変更となるケースが増えている。 重要変更となる基準が厳しいため、近年災害が多発する状況下では、このような簡易な内容であっても重要変更となり協議に時間を要している。 そのため、現行の基準を「3割以上かつ農地500万円以上、施設1000万円以上増減又は農地1000万円以上、施設2000万円以上の増減（※）」とする等の緩和を行うよう求める。 ※H26年災　重要変更協議件数　84件 本案の実現により軽微変更となる件数　30件 効果約35%件数減	重要変更協議案件の基準を緩和することにより、国との協議時間が縮減され、災害復旧事業に関して円滑で迅速な事務執行につながる。	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第3条第2項 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第2条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第3号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第4号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第5号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件（告示）（平成12年3月30日農林水産省告示第453号）（改正　平成25年8月27日農林水産省告示2397号）	農林水産省	茨都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	－	新潟県、奈良県、島根県、壱岐市、日市市、愛媛県、高知県、熊本市、宮崎市	○29年災における重要変更協議案件は工法変更に伴うものが1件であったが、県総由での協議開始から変更実施が決定されるまでに約2ヶ月かかり、その期間中は工事を一時中止せざるを得なかった。 災害現場の早期復旧を図る観点からも、重要変更協議案件の基準を緩和し、国との協議時間を縮減することは重要であると認識する。 ○災害復旧事業は、迅速に生活基盤の復旧をする必要性から、大規模災害時などでは標準断面により事業費を算定している。実施において詳細設計を行った際、土工量などの変更が生じるが、一般的な補助事業に比べ事業計画変更の記載が詳細にわたっており、金額、パーセントに抵触せずとも支障事例の【現状】ような変更でも重要変更となるケースが増えている。 重要変更となる基準が厳しいため、近年災害が多発する状況下では、このような簡易な内容であっても重要変更となり協議に時間を要している。 そのため、一般の補助事業なみの重要変更の要件に暫定通知5-1の別紙1で定めた範囲を軽微変更で行うよう求める。 ※H29年災　重要変更協議件数　34件 本案の実現により軽微変更となる件数　5件 効果約15%件数減 ○農地及び農業用施設災害復旧事業については、市町村が事業主体ではあるが、本県における平成29年度台風21号関連農地及び農業用施設災害復旧事業において、現時点（H30年6月15日現在）で、 重要変更協議件数　18件 本案の実現により軽微変更となる件数　2件 効果　約10%件数減 ○平成28年熊本地震及び同年の梅雨前線豪雨に伴う災害復旧事業においては、査定箇所数約180箇所に対し約10件程度が重要変更要件に該当している。 なお、農林水産省（九州農政局）及び県において迅速且つ臨機応変に協議対応いただいており、工程等を含め支障をきたすことはなかった。 しかしながら、現行基準の緩和については円滑且つ迅速な事務執行につながることから制度改正を期待する。 ○提案のとおり、災害復旧事業における計画変更（A種変更）基準が緩和された場合、事務手続きが相当簡素化される。 ※H25年災　重要変更協議件数　193件 本案の実現により軽微変更となる件数　191件 効果　約99%削減 ○災害復旧事業においては、早急な発注が必要で、十分な精査ができないこともあり、現場着手した際、設計変更の対応となる事例が発生している。 ○H26年災において重要変更協議件数が51件であったが、その内ち本提案の実現により軽微変更となるものは51件（全件）であり、重要変更協議の件数解減、ひいては事務作業の効率化に大き く貢献するものである。 ○支障事例のとおり、災害査定まで に、残土処分地まで確定できるケースは少ないこと、運搬経費等の高騰による事業費増は年々増加傾向にあることから、提案の緩和措置は、事務処理が短縮され災害対応の迅速化に効果がある。	「農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第2条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第3号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第5号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件（告示）」において、工事費の額の変更協議を要する金額要件として設定している200万円の妥当性について検討を行う。
61	B 地方に対する規制緩和	その他	海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際における、補欠選挙実施基準の緩和	海区漁業調整委員会の公選委員の補欠選挙について、公職選挙法上の他の選挙同様、例えば、その当選人の不足数と足して2人以上に達したときとする等、補欠選挙実施基準の緩和を求める。	海区漁業調整委員会は15人（公選委員：9人、知事選任委員6人）の海区委員で構成されており、農林水産大臣が指定する海区にあっては10人（公選委員：6人、知事選任委員4人）の海区委員で構成されている。なお、京都府海区漁業調整委員会の場合は、農林水産大臣が指定する海区にあたるので、計10人の海区委員で構成されている。 公選委員については、漁業法92条及び93条の規定により、1人でも欠員が生じたとき、直ちに選挙会を開き当選人を定めなければならないこととなっており、当選人を定めることができない場合、補欠選挙を行わなければならないこととなっている。 海区漁業調整委員会の高い公益性に鑑みて同規定が設けられていることは推察できるが、例えば、公職選挙法113条に規定されている各種議会議員選挙の補欠選挙に係る要件と比較しても、最も厳格なものだと推察している。 また、当該補欠選挙に係る事務については、準備期間は約1か月半にも渡り、説明会の開催や投票のための資材（投票用紙や不在者投票関係書類など、通常の議会議員の選挙同様の資材約50種類）の準備など、多くの事務を要した人員で行わなければなら ず、事務的負担が大きい。特に、説明会等の各種事務で公海市町村に出向く際は、京都市内の非選挙管理委員会事務局から沿海市町村まで距離が離れているため、移動が大きな負担の一つとなっている。	制度の改正によって、補欠選挙に係る費用の縮減に資する。	漁業法92条、93条	農林水産省	茨都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	－	北海道、茨城県、神奈川県、倉敷市、高砂市、新居浜市、芦屋町、八代市	○公選法における補欠選挙の要件よりも厳格にすべき理由があるのか不明だが、公選及び知事推薦（委任）により相当数の委員がいることを考えると、公選法と同様の取扱いで支障はないと考えられる。 ○本県においても、海区漁業調整委員会委員補欠選挙に係る事務については、短期間に限られた人員で準備する必要があり、事務的負担が大きいため、当該補欠選挙の実施基準の緩和には賛成できる。実施基準の要件としては、公選法第113条第1項第6号の市町村議会議員の例（議員定数の1／6超）などが挙げられる。 ○当団体には複数の海区あり、1人の欠員で補欠選挙を行わなければならない現行制度においては、過去に1年に6回の補欠選挙を実施したこともあり、費用面等で負担となっている。他の選挙と同様に、欠員が定数の一定割合を超えるに至った時に補欠選挙を行うことが妥当と考えられる。また、現行では任期満了前2ヶ月以内に欠員が生じた場合は補欠選挙が実施されないことなっているが、この点についても公職選挙法と均衡を図り、任期満了前6ヶ月以内から補欠選挙を行わないように改正されたい。 ○各種選挙において補欠選挙の要件が定められているが、その中でも海区漁業調整委員会の補欠選挙の要件が最も厳格である。漁業権等をはじめとする漁業調整に関わる重要性を考慮しながらも、公選法と同等程度への改正を検討いただき、各種議会議員選挙との均衡を図るようお願いしたい。なお、県選挙管理委員会のみならず、投票となれば市町村においても相当の事務的負担が生じることになるが、当県では、平成19年8月16日の補欠選挙において投開票が行われており、その準備は、7月29日の参議院通常選挙と並行して行い大きな負担となった。 ○制度改正がされ、当選人の不足数と通じて2人以上などの改正が行われれば事務負担の緩和、選挙費用の縮減につながるものの、定数が15人（農林水産大臣が指定する海区にあっては10人）といった少数であることから、公選法の補欠選挙に係る条文を準用するのであれば、公選法第113条第1項第6号の定数の六分の一を超えるに至ったときとするのが適当であると考える。なお、緩和は要望する。 ○身体上の問題で委員会への出席が思うようにいかず、委員の辞職の意向を持たれている漁業者委員がいる。ただ、自分ひとりのために補欠選挙が行われなければならないことに、関係者への負担をかけたくないという思いがあり、辞職が言い出せない状況があり、漁業者委員の心的負担ともなっている。これを明確に欠員として扱い、補欠選挙をする必要がなければ、漁業者委員への心的負担も軽減される。高齢の方が立候補される現状がある中で、心的負担となるような制度は見直す必要があると考えられる。	総理府が本部長を務める農林水産業・地域の活力創造本部で決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成30年6月1日改訂）の別紙8「水産政策の改革について」及び6月15日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「海区漁業調整委員会については、透明な資源管理等を行うため、委員の選出方法を見直すとともに、資源管理や漁業経営に精通した有識者・漁業者を中心とする柔軟な委員構成とする。」とされている。 当該事項の実施時期については、規制改革実施計画の中で「【早期の関連法案提出も含め、速やかに措置】」することとされており、今回の提案内容である公選委員の取扱いを含め、海区漁業調整委員会制度については必要な法整備を行う方向で、検討を行っているところである。
71	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地転用許可申請に添付する「必要な資力及び信用があること を証する書面」の弾力的運用	農地転用許可申請時に添付する「必要な資力及び信用があること を証する書面」について、許可権者の裁量で必要な添付書類を定められるようにする。	【支障事例】 農地転用許可申請については、農地法施行規則により資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があること を証する書面」の添付が必須であるため、現在は国の指導により申請者に金融機関の証明書類（融資証明や残高証明書等）や通帳の写しの添付を求めている。 しかし、金融機関の証明書類等は、事業費が少額で事業実施に必要な資力に足りない場合であっても一律に添付する必要があり、申請者の負担（手数料負担等）となっている。 なお、許可申請に当たっては申請者から事前相談がある場合も多く、事前相談を通じて申請者の状況を把握していることや、申請について話題がある場合は必要に応じて関係者への確認を行うことから、一律に金融機関の証明書類等を求めるのではなく、許可権者の裁量で「必要な資力及び信用があること を証する書面」を定めても適切な転用許可は可能と考える。	申請者にとって証明書類等の取得にかかる負担が軽減される。	農地法施行規則第30条第4号、第27条の2第2項第1号	農林水産省	新潟県	－	笠田市、豊明市、井原市	○農地転用許可申請を行うにあたっては「資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があること を証する書面」を、国の指導により申請書に添付を求めている。 市町村等が産業団地開発事業に伴い申請する場合にも通付を求められており、その書面は、造成工事の予算書の写しが必須とされている。 しかしながら、全体の計画が複数年度に渡る産業団地開発事業では、後年度分の予算書の添付が不可能であり、予算の議決まで農地転用許可申請を提出できない状況となる。 産業団地を開発し、企業誘致を進めるためには、時期を逃さないことが肝要であり、速やかな事業実施が不可欠であるにもかかわらず、手続き上の規制により支障が生じることが考えられる。 ○支障あり 転用者は個人から事業者、転用内容も多岐に渡り異なっていることから一律に添付書類を求めるのではなく弾力的な運用が必要と考える。 ○金額の大小に関わらず一律的な証明資料の添付が必要となっているため、申請者の負担が大きくなっている。申請内容に応じて、必要がある場合のみ提出を求めることで良いと考える。 ○適正な農地転用許可を実施するため、申請全件に資金証明書を添付するよう H28.9.12付付農村第628号で通知しているところ。	農地転用許可申請書に添付する資力及び信用があることを証する書面は、農地転用許可を行う際に当該転用行為が確実に行われることを判断するために添付を求めているが、例えば、融資証明、残高証明等の金融機関の証明や、通帳の写しの添付を一律に求めているものではない。 なお、「農地法関係事務処理要領」（平成21年12月11日付付21経営第4808号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）第4の1の(1)のイの(ホ)において、当該書面の具体例として、金融機関等が発行した融資を行うことを証する書面や預貯金通帳の写しを活用させることも可能と例示しているところであるが、これらは外の書類を活用することも可能である旨を更に周知してまいりたい。 また、都道府県等によっては、残高証明・融資証明に限らず、青色申告書、財務諸表等を活用することも可能とするなど、現在既に柔軟な取扱いを行っているものと承知している。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
60	今回提案した基準を平成28年実績に適用した場合、重要変更協議数が約35%減少する。（84件→54件） このように重要変更の基準の緩和については、事業執行の迅速化に加え、行政事務コストの軽減にも大きく資すると考えられるため、前向きな検討をお願いしたい。	－	－	－	【全国知事会】 大規模・広域・複合災害への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化など、必要な見直しを行うこと。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		近年、大規模災害の発生による災害件数の増大に鑑み、変更協議を円滑かつ迅速に進める必要があることから、金額要件の200万円を超える場合の件数等、現状調査を行い、基準緩和の必要性が確認された場合には関連する省庁と調整を図るものとする。	6【農林水産省】 （4）農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭25法169） （ｲ）災害復旧事業の変更については、工事費の額の変更協議を要する金額の要件を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
61	京都府の直近の事例では、平成30年3月に、委員1人の死亡により、補欠選挙を実施（無投票）したところである。その際、人件費に加え、約100万円（開催経費、投票用紙等印刷代、市町村交付金（投票所・開票所経費等）など）の経費負担が発生したが、この経費への地方財政措置等はないため、財政的負担を感じているところである。また、人的負担として、説明会や立候補受付、投開票所の準備等、延べ67人日（県選管職員：47人日、県選管地方事務局職員：4人日、市町村選管職員：16人日）を要しており、こちらも大きな負担となっている。 本府としては、上記の支障が早期に解消・軽減できるよう、提案の本旨である補欠選挙の実施要件について、緩和する方向で早期に措置いただくよう改めてお願いしたい。	－	－	－	【全国市長会】 提案団体の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	○　第一次回答において「（略）今回の提案内容である公選委員の取扱いを含め、海区漁業調整委員会制度については必要な法整備を行う方向で、検討を行っているところである。」と回答いただいているところだが、少なくとも補欠選挙の実施要件について、提案団体の支障を解消する方向で見直しを検討いただけると解してよいか。 ○「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成30年6月1日改訂）等では、「海区漁業調整委員会については、適切な資源管理等を行うため、委員の選出方法を見直すとともに、資源管理や漁業経営に精通した有識者・漁業者を中心とする柔軟な委員構成とする。」とされているが、その検討の方向性をお示しいただいた上で、提案団体の支障の解消に資するものでなければ、その議論とは切り離して、海区漁業調整委員会の補欠選挙の実施要件を緩和する方向で早期に結論を得るべきではないか。 ○　また、委員の選出方法の見直しの実施時期については、規制改革実施計画で「「早期の関連法案提出を含め、速やかに措置」」することとされているが、実施時期に遅れが生じる可能性があるのであれば、提案団体の支障を早期に解消するためにも、その議論とは切り離して、補欠選挙の実施要件について、緩和する方向で速やかに結論を得るべきではないか。	総理が本部長を務める農林水産業・地域の活力創造本部で決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成30年6月1日改訂）の別紙4「水産政策の改革について」及び6月15日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「海区漁業調整委員会については、適切な資源管理等を行うため、委員の選出方法を見直すとともに、資源管理や漁業経営に精通した有識者・漁業者を中心とする柔軟な委員構成とする。」とされており、今回の提案内容である公選委員の取扱いを含め、海区漁業調整委員会制度については速やかに必要な法整備を行う方向で、検討を行っているところ。 具体的な検討内容については、お示しすることが困難であるが、提案団体の支障を解消するものであると考えている。 また、海区漁業調整委員会が漁業者代表を中心に据えて漁業調整を行う役割を更に発揮出来るよう、委員の選出方法や委員の構成等について見直しを行っているところであり、そのうちの一部分を切り離して見直すのは望ましくないと考えている。	6【農林水産省】 （3）漁業法（昭24法267） 海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際の補欠選挙については、廃止する。
71	北陸農政局からは、当県で様式を定めている「資金計画申出書」については、「必要な資力及び信用があることを証する書面」として認められないとされている。 「必要な資力及び信用があることを証する書面」については、許可権者が独自に定めた「資金計画申出書」等でも「必要な資力及び信用があることを証する書面」として運用が可能になるよう検討願いたい。 その場合も、当該申出書に記載された資金計画の妥当性についてチェックするとともに、一定金額以上の資金を要する事業については、追加で融資証明等の疎明資料を確認することを義務づける等の対応を想定しており、適切な農地転用許可は可能と考える。	有	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		農地は、国内の農業生産の基盤であり、かつ、限りある貴重な資源であることから、農地転用許可制度においては、許可を受けた後に遅滞化することなく許可申請に係る用途に供することが確実かどうかの判断の一つとして資力及び信用の面から確認しているものである。 このため、農地法施行規則第30条第4号又は第57条の2第2項第1号において、申請書に記載された申請者からの申出による事業に必要な資金計画の資力を裏付けするための書面として、資力及び信用があることを証する書面の添付を求めている。 資力及び信用は申請者によって様々であり、金額の多寡にとらず、申請者の申出のみでは、客観的な裏付けがなく、資力及び信用があることを適切に証明することは困難である。 資力及び信用があることを証する書面については、農地法関係事務処理要領で例示として お示ししている融資証明等に限らず、資金計画を客観的に裏付けするものであれば、農地転用許可権者の判断で柔軟に対応することができるものであるとともに、このことを更に周知することとしたい。	6【農林水産省】 （5）農地法（昭27法229） 資力及び信用があることを証する書面として農地転用許可申請書に添付する書類については、「農地法関係事務処理要領の制定について」（平21農林水産省経営局、農村振興局）で例示されているものに限らず、資金計画を客観的に裏付けするものであれば、農地転用許可権者の判断で柔軟な運用が可能であることを明確化するため、2018年度中に同要領を改正する。

農林水産省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
82	B 地方に対する規制緩和	土地利用（農地除く）	林業・木材産業改善資金制度と農林付けられている「貸付事業の確認調査及び林野庁長官への結果の報告」について、必要性の高い事業者（新規貸付事業や不良債権化している事業等）に限定すること。	資金の償還が完了していない全ての事業者が対象となっている「貸付事業の確認調査及び林野庁長官への結果の報告」について、必要性の高い事業者（新規貸付事業や不良債権化している事業等）に限定すること。	「林業・木材産業改善資金制度の運用について（平成15年6月11日付け林野庁長官通知）」の規定により、都道府県知事は、資金の償還が完了していない全事業者の状況（毎年8月末現在）を集計し、農林水産大臣が定める日（10月末）までに林野庁長官に報告することとなっているが、2か月間で全事業者への調査（現地調査含む）を実施し取りまとめて完了することは、事業者の繁忙期と重なっていることもあり、日程的に負担が大きい。 本県としては、これまで当該貸付金に係る適正な管理を行っており、全事業者に対して現地調査を行う等の取り組みにより、償還における延滞が発生した事例は見られない。以上の実績を踏まえると、林野庁長官への報告を要する事業者を新規貸付事業や不良債権化している事業等限定しても、これまで通り調査等の取り組みを本県として責任を持って継続に実行することで、当該貸付資金を適正に管理することは十分可能と考える。	現行上、9～10月に調査業務が集中してしまうので、限られた時間の中で効果的な調査を行わなければならない。制度が改正されれば、調査の必要性が高くないと判断される事業者については、調査時期を柔軟に移行することができるようになる。ついては、調査業務の時期的な平準化が進み、調査の精度や効果が高められるもので、当該貸付金に係る適正な管理に資するものと考える。	林業・木材産業改善資金制度の運営について（平成15年6月11日林政企第15号 林野庁長官通知）	農林水産省	神奈川県、千葉県、大阪府	－	福井県、長野県、島取県、徳島県	○調査業務の時期を平準化させることで調査の精度が高まり、当該資金の適正な管理が図られると考える。 ○本県においても、2か月間で全事業者への調査（現地調査含む）を実施し取りまとめまで完了することは、事業者の繁忙期と重なっていることもあり、日程的に負担が大きい。新規貸付事業や不良債権化している事業等限定することで他事業者については調査時期を柔軟に移行させることができるようになり、効率的かつ適正な管理に資するものと考えられる。 ○借受者の状況は現地機関等との連携により随時情報共有が可能である。償還が滞っている事業体と違い、適切な償還を実施している借受者に対しても一律に調査を実施する必要性は感じられない。 ○現在、本県における調査対象は少ないため、期限内に調査を行うことができているが、今後、調査件数が多くなることも考えられるため、2か月間で全案件を調査することは、事業者との調整や職員の確保等から、日程的に負担が増すことが想定される。	本調査は、林業・木材産業改善資金の貸付に係る事業において、目的外使用、無断貸出・処分等の不適切事案の発生状況等を把握し、原因を分析の上、改善策を講ずることを通じて、制度の維持及び適切な運営が図られることを目的として実施しているものであるため、新規貸付事業等に限らず、全貸付事業を調査いただより引き続きご協力願いたい。 なお、調査実施から報告までの期間が短く、日程的に負担が大きいとの意見については、調査から報告までの期間に余裕をもたせることを検討することとしたい。
83	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農林水産省所管の交付金「地域での食育の推進事業」の見直し	「地域での食育の推進事業」に関する経費について「申請できない経費」の明確化や運用の見直しを行うこと。また、事業実施計画書策定時に求められる経費の根拠について、内容を簡素化すること。	【現行制度】 「地域での食育の推進事業」における補助対象外経費は、実施要綱の中の「申請できない経費」として明確化されている。また、交付申請時に提出する実施計画書で、特に食材費は品目別の使用量と単価など詳細な根拠の記載が求められる。 【支障】 補助対象経費に関して、例えば食材費は、調味料やパン粉は本事業の調理体験のみに使用したものでも、汎用性が高いとして対象外とされる。印刷費について、食育啓発のために作成したものでも、不特定多数に配布すると判断され対象外となった。 いずれも、実施計画に記載する事業のみに使用するものであり、「申請できない経費」（本事業を実施するとで必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費）に該当しないと考えるが、基準が明確でない。 また、実施計画書で求められる食材費（農産物）に関して、単価が時価であり、実施計画と実績報告とでは、ほぼ変更が生じることとなるなど、必要性の薄い事務に負担が重くなっている。 以上のように、対象経費の考え方が明確でなく、実施計画の策定も煩雑であり、円滑に事業を実施できない。 また、平成29年の接案事項「地域での魅力再発見食育推進事業（本事業の前身）の見直し」にて「対象経費についてさらに拡大したい」との第1次回答があった。しかし、今年度事業にて必要な品目を協議したが、本事業に要する経費であっても汎用性が高いとの理由で対象外とされる品目の扱いに変更はなく、対象経費の拡大についてどのように対応されたのか不明である。	対象外経費の明確化や運用の見直し等が図られることで、円滑な事業実施に繋がり、当該交付金が利用しやすくなる。	食料産業・6次産業化交付金実施要綱 食料産業・6次産業化交付金交付要綱	農林水産省	埼玉県、さいたま市、秩父市、狭山市、坂戸市、美里町	－	北海道、青森県、石川県、長野県、山梨市、京都府、京都市、尼崎市、鳥取県、宇和島市、大分県	○当府においても、提案団体と同様の支障があり、補助対象経費等の考え方が細かく明記されることで、本交付金に係る事務の簡素化につながる。 ○補助対象経費の中で「申請できる経費」と「申請できない経費」が明確でなかったため、交付申請時の実施計画で予定した経費の多くが補助対象外（自己負担）となった。 ○当市においても、同様の支障事例が生じている。 計画書の段階で、調味料やラップ、キッチンペーパーといった消耗品は、対象外になるとの回答があった。本事業でのみの使用が証明できないとの意図があるものと考えられるが、通常、調理実習や試食品作成においては、調味料やラップ、キッチンペーパー等は必ず必要な品目である。これらを要託先である食生活改善推進協議会に用意してもらうことは、協議会に大きな負担をかけることになる。 また、実施計画書において、今回、郷土料理の調理実習として使用する農産物や海産物は価格の変動幅が大きく、メニューもレシピ集から選択することになっており、食材費に関しても単価設定は非常に困難である。 さらに、食材費に関しても相見積もりによる業者選定をという指導内容であったが、実際には見積り段階とは金額が異なってくる可能性は大きい。 従って、対象経費の品目の拡大と、実施計画書の記載内容の簡素化を図ることで、交付金が利用しやすくなる。 ○【支障事例】 交付対象となる経費の内容について、明確な判断基準がないため、事務手続きが煩雑になり、事業の円滑な実施に支障をきたす事例がある。 ①食材費 食材費については、実施要綱上、交付対象経費となっているが、運用上、汎用性がある調味料は原則交付対象外とされている。調味料の範囲が明確ではないと、事業実施のために購入した調味料をすべて使い切ったことが証明できる場合は交付対象となるなど、交付対象、交付対象外の判断基準が明確ではない。 ②消耗品費 消耗品費も実施要綱上、対象経費となっているが、消耗品の範囲が明確ではなく、料理講習会などで必要となる割り箸、紙皿、キッチンペーパー、食器用洗剤などはすべて使い切ったことが証明できる場合のみ交付対象となるなど、交付対象、交付対象外の判断基準が明確ではない。 ○本県においても、提案団体と同様の支障が毎年生じているため、現行制度を見直してほしい。 また、他の事業に比べ、事務量・提出資料が膨大であることから、簡素化してほしい。 ○実施計画記載事業は、調理実習を複数回（10回予定）行う事業であり、衛生管理徹底のため、「ペーパータオル」「薬用せっけん」「蛍石剤」等は本事業実施には必須消耗品と考えるが、「汎用性が高い」ということで対象外になった。その他の消耗品についても同様の理由ではほぼ対象外となったが、要綱の別紙の「交付対象経費」や「申請できない経費」からは読み取ることができず、また、「汎用性」の基準が不明であった。 ○【現行制度】 「地域での食育推進事業」（農水省）は、食料産業・6次産業化交付金のうち、第3次食育推進基本計画に掲げられた目標で、食文化の継承等の達成に向け、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を支援するものとしている。今年度から都道府県を通じての申請・交付となってており、本市としては、実施計画書を県に提出した段階である。 【支障】 計画書提出に際しては、調理実習の食材費や啓発物の印刷費等、補助対象経費に関し、県を通じて、事業の性質上から現実的に原稿や計画修正に時間を要し、結果、事業実施期間が短くなった。 ○事業実施計画策定時に給食費日額を根拠に食材費を算出したところ、食材の内訳を記載するよう指示され、訂正した。 しかし、計画時に記入した食材はあくまで例示であり、実際に試作や調理講習等で使用する食材は計画と異なる場合がある（農林水産省でも、実績報告時には変更となっても構わないとしている。）。 また、食材は元々対象事業に使用するものとして必要量を調達しているよ、仮に余りが出たとしても、給食に提供できる様な品目の量はなく、転売することも不可能である。 以上のことから、計画策定時に食材の内訳を細かく確認するのではなく、給食費日額を根拠に食材費を算定する方法を認めるとともに、対象外となる経費については事前に明示すべきである。 ○補助対象外経費について 現行制度では当該事業のみで使用しているものにも関わらず、食材費の中でも調味料は「汎用性が高い」という理由で補助対象外となる。また、印刷費については使用枚数の詳細な記録を求められ、配布資料として使用したもの以外の計上は認められない。 「都道府県事業実施計画の協議」について 交付申請の前に、実施要綱別記2要件により、都道府県事業実施計画を農政局長に提出。その内容の妥当性について協議を行うプロセスが追加された。交付決定までに同様の事業計画を繰り返し提出することになり、必要性が感じられないとともに実施主体への交付決定が遅れ、事業実施に支障が出るおそれがある。 関接補助について 県で事業を実施せず、県内市町村等が実施主体で事業申請した場合、関接補助となり、県で計画をとりまとめ、検査を実施する等の業務が発生するが、県が仲介する必要があるか疑問である。また、ソフト事業で事業額が小規模である別に検査・書類確認にかかる事務作業は他の施策補助事業と同様に煩雑であり、市町村等が事業を申請する際の支障となる。 ○実施要綱上は、「申請できない経費」（本事業を実施するとで必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費）、と規定されているが、その経費がどのようなものの明確に示したものはない。 本県でも調理体験を実施予定としている組織があるが、どの経費が申請できない経費にあたるか明確にしてくれなくては、積算が変わり、補助額が変わってくることになり、申請者並びに実施計画を確認する立場にある県においても判断に困る状況。 また、実施計画書で求められる食材費（農産物）に関して、単価が時価であり、実施計画と実績報告とでは、ほぼ変更が生じることとなるなど、必要性の薄い事務への負担が重い。 本事業については、事業実施主体として行政機関から民間事業者まで幅広く網羅されているが、事業実施計画の段階で詳細な計画及び積算が必要となり、事業実施に不慣れな民間事業者では、事業参加が難しいと感じる。食育においては、民間事業者の活動が大きく貢献していることから、食育を推進していくためにも、民間事業者も取り組みやすいような事業設計や提出書類の検討が必要と考える。	○申請できない経費の明確化について 「申請できない経費」については、本事業の実施要綱に明示している。 また、国の補助事業において、事業者から申請のあった事業実施計画の事業経費を無審査で補助対象として認めることはないものと考えている。例えば、実施要綱の補助対象経費に該当する経費項目であっても、費用対効果が説明できない経費、その事業にのみ使用することが説明できない消耗品類などは、各農政局等が事業者と協議の うえ、補助対象経費から除外又は必要量の見直し等を行うこととなる。このような農政局等の判断は、本事業の設計に係るものではなく、国の補助金等予算を適正に執行する観点から行われるものである。当省としても、各事業者による適正かつ効果的な事業実施を支援してまいりたいことから、事業実施計画において判断に悩む場合は、各農政局に前広に相談願いたい。 ○補助対象経費の見直しについて 本事業の補助対象経費の区分は、他の補助事業と同様となっており、会計事務を適正に行う必要から、区分の見直しはしない。 なお、H30事業は、H29事業と事業内容は変わらないが、補助対象経費数は約50%増加しており、通常の食育事業であれば事業経費を概ねカバーできると考える。 ○事業実施計画の経費の根拠について 本事業に関わらず国の補助事業においては、事業経費の根拠が示されなければ、補助金の交付額を確定できない。事業の適正な実施の確保のため、面倒であっても、経費の積算根拠を事業実施計画において示していただくよう願います。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
82	本県として、これまで貸付事業者に対して調査を行ってきた中で、不良債権化した事例などはないという実績も踏まえ、林野庁長官への報告は特に要望が必要である新規貸付事業者や不良債権化している事業者のみ行い、全貸付事業に対する調査は不適正な事案の発生等を見逃さないよう注意しながら、県の責任で行うことで、目的外使用や無断処分などの不適正事案等に対する調査には十分であると考える。 調査実施から報告までの期間については引き続き余裕をもった調査ができるようご検討いただきたい。	－	－	－	－		本調査は、不良債権の回収を目的とするものではなく、特別の法律に基づく特定の目的・依途の資金である林業・木材産業改善資金の貸付に係る事業について、目的外使用、無断貸出・処分等の不適切事案の発生状況等を把握し、原因を分析の上、改善策を講ずることを通して、制度の維持及び適切な運営が図られることを目的として実施しているものであるため、全貸付の状況を調査する必要があることにつきご理解いただきたい。 なお、各県に聞き取りを行い、調査時期の変更、報告期日の適切な設定等を検討し、調査から報告までの時間的な余裕を確保できるよう、年度末までに長官通知の改正を行うこととしたい。	6【農林水産省】 (6)林業・木材産業改善資金助成法（昭51法42） 林業・木材産業改善資金の貸付に係る事業の貸付確認調査結果報告については、当該貸付制度の適正な運営及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、調査の実施時期及び報告時期を見直すこととし、都道府県に2018年度中に通知する。
93	○申請できない経費の明確化について 「実施要綱の補助対象経費に該当する経費項目であっても、費用対効果が説明できない経費、その事業にのみ使用することが説明できない消耗品類などは、補助対象経費から除外又は必要量の見直し等を行う」とのことだが、実施計画の策定時に調味料やパン粉等の食材費を、本事業にのみ使用したと立証することが困難であり、実態として本事業にのみ使用した費用も「汎用性が高い」との理由で補助対象経費として認められていない。 また、実施計画時点で「本事業にのみ使用（本事業で全て使いきる）」ことを求められているが、事業に必要な消耗品等に不足があっては、円滑な事業実施を行うことができない。 「判断に悩む場合は、各農政局に前広に相談願いたい」とのことだが、判断基準が明確でない現状では、逐一相談する必要があり双方の負担となる。なお、相談したところで本事業に要する経費であっても汎用性が高いという理由で対象外とされる扱いに変わりはないと思われる。 ○補助対象経費の見直しについて 「補助対象経費数が約50%増加している」とのことだが、上記のとおり、食材費や消耗品費等が「汎用性が高い」という理由で補助対象外経費とされており、事業経費がカバーされているとは言い難い。 ○事業実施計画の経費の根拠について 本提案の趣旨は経費の積算根拠自体を省略したいものではない。変動幅が大きい各食材費について、計画時に時価で記載するなど、必要性の薄い事務について記載方法の簡素化を求めるものである。例えば、過去の事例などから1食分の食材費と参加予定人数によって積算する方法などにより、事業経費の根拠を示すことができると思われる。	－	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		申請できない経費が明確でないとのご意見や事業実施計画策定時の経費の積算根拠の簡素化に係るご提案については、あらためて各県等からの聞き取りや本省及び農政局担当者による会議の開催等により本件に係る現状分析を適切に行い、申請できない経費の明確化や経費積算の簡素化等に係る見直し等、円滑な事業実施を確保するために必要な措置を講じてまいりたい。	6【農林水産省】 (13)食料産業・6次産業化交付金 食料産業・6次産業化交付金の交付対象事業のうち、地域での食育の推進事業については、地方公共団体及び地方農政局から意見聴取を行ったとて、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、申請できない経費の明確化や、事業実施計画策定時における経費の積算の簡素化を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

農林水産省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
94	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	土地改良事業関係補助金における交付決定前着工制度の導入	土地改良事業関係補助金において、交付決定前であっても早期に事業に着手すべき事情がある場合は、この旨を予め届け出ることにより事業の着工を可能とすること。	【現行規定】 農地整備事業などの土地改良事業関連補助金については、要綱等において「交付決定前着工届」制度が整備されていない。そのため、着工が可能となるのは国の交付決定日以降となる。 【支障】 ほ場整備事業においては、早期執行の観点等から、通常は年度内で工事を完了している。 工事発手前に策定する換地計画原案については、土地改良事業関係補助金による業務委託により実施している。しかし、土地所有者との調整に時間を要し、年度を跨いで業務委託を実施する事例も生じている。 当換地区において、年度内に工事を完了するには、7月中に換地計画原案を策定して、工事発注を行わなければならない。 そのため、年度当初から換地業務を委託するなど換地計画原案の策定に向けた準備を行う必要があるが、国の交付決定日が例年5月であるため、約1か月業務を実施することができず、工事進捗の遅延につながっている。 年度内に工事が完了しないと、翌年度春からの作付け作業が実施できない等の支障が生じる可能性があるため、農林水産省所管の農山漁村地域整備交付金や農地耕作条件改善事業と同様に、本事業においても交付決定前着工届制度を導入されたい。	事業が長期化し年度が跨ぐことにより前年に引き続き事業実施の必要性がある場合など、年度当初から事業委託等行わなければならない場合に、交付決定前着工が可能となることで、円滑な事業継続が可能となり、効率的な事業執行が図られる。	土地改良事業関係補助金交付要綱	農林水産省	埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、狭山市、富士見市、坂戸市、小川町、美里町	－	青森県、福島県、ひたちなか市、長野県、静岡県、徳島県、大村市、熊本市	○近年は本市が所管となる団体営土地改良事業の事業実施がないことから支障事例はない。 なお、本市内においては複数の県営土地改良事業（農地整備事業）を継続実施しており、全体事業期間（6～8年）から考慮すると計画的な工事進捗を行うために、交付前着工制度の導入が期待される。 ○ほ場整備事業においては、翌年度春の作付け目指して事業実施しているところであるが、例年どおり5月の国の交付決定後の事業実施となった場合、冬期間まで面工事（基盤整地）を実施する工程となってしまう。当面は、冬期間、降雪等により作業作業休止となる日も多く、作業工事進捗の遅延等につながっており、早期の事業着手を図るため、交付決定前着手制度を導入されたい。 ○左記の支障事例によると、農林水産省所管の農業農村整備事業内に括られる事業のなかで、交付決定前着工制度があるものと無いものがあることになっている。新規実施地区において、交付決定が遅くなることで関係者より問合せを受けることがあったため、早期着手が実現できるよう、事業内で統一すべきである。 ○本県のほ場整備工事は作付に影響しない冬工事による施工が一般的であるが、積雪寒冷地であるため、田面の仕上げ工事は品質を確保する観点から、雪解け後の4月上旬から、代かきが始まる5月上旬までの限られた期間に施工せざるを得ない状況。現在は補正予算で仕上げ工事を施工しているが、補正予算の措置については不確実である。補正予算が措置されなかった場合は通常予算を繰越して施工することになり、通常予算の適正な執行の妨げになる。「交付決定前着手」の制度を取入れることにより、計画的で効率的な事業の遂行が図られると思慮される。 ○国の交付決定が5月にあり、その後すぐに工事の発注手続を行っても契約が7月以降となることから、工事の進捗に支障が生じている。 ○本県におけるほ場整備事業について、特に県南部の早期水生産地帯では、梅雨明後（8月）速やかに着工し、翌年の耕作を開始する2月頃までに工事を完了する必要がある。このため、年度当初速やかに設計業務や換地業務に取りかかる必要があることから、交付決定前着工が可能となれば円滑な事業執行が可能となる。また、その他の土地改良事業においても、交付決定前着工が可能となれば、特に緊急性や必要性を要するものなど臨機応変に対応できる。このため、農山漁村地域整備交付金等と同様に交付決定前着工の制度化が望まれる。 ○債務工事に伴う仮設道路等の借地料は年度跨ぎで連続的に発生するが、2か年目の補助金の交付が受けられるまでの間、補助事業による借地契約を一旦解除し、同日付けで県単独費で借地契約を結び、新年度補助金交付決定日後再度県単独費での契約を解除し、同日付けで補助事業による借地契約を結んでおり、非常に煩雑であり、県のみでなく地権者にも煩雑な作業を強制することになる。前年度末に交付前着工届を提出することで、補助金交付前に事業執行が可能となれば、期間延長により切れ間の無い借地が可能となる。	補助事業は、補助金の交付決定を受けた後に着手すべきものであるが、土地改良事業関係補助金に係る事業の実態を把握の上、公益上真に中止を得ないと認められる事業については、交付決定前着手の導入について検討してまいりたい。
95	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地耕作条件改善事業の実績報告に係る添付書類の簡素化	農地耕作条件改善事業の実績報告に関し、添付書類として求められている契約書の写しの提出を廃止し、実績報告事務の簡素化を図ること。	本県では、農地集積・集約化のための用地買収について、「農地耕作条件改善事業交付金」により補助を受けて事業を実施している。同交付金は、交付対象事業が完了した後、実績報告を行う必要があるが、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱により、実績報告にあたって契約書の写し等の添付が求められている。地方公共団体が交付事業対象者となる場合は、添付資料が膨大となり、本県における平成29年の実績報告では、用地買収に係る契約書等として約120件（300枚）分を添付したため、大きな作業負担となった。 同様に農地整備を目的とする他の補助事業（農山漁村地域整備交付金等）の場合は、実績報告にあたって添付書類のうち契約書の写しの提出は不要とされているため、本事業においても同様の取扱いとすることにより、報告事務の簡素化を図るよう求める。	添付資料の簡素化により、地方公共団体が交付対象事業者となる場合の実績報告に係る負担が減少し、事務の効率化を図ることができる。	農地耕作条件改善事業交付金交付要綱	農林水産省	埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、狭山市、富士見市、坂戸市、小川町、美里町	－	福島県、栃木県、静岡県、徳島県、愛媛県、高知県、熊本市	○農地耕作条件改善事業交付金のH29年度実績報告においては、契約書添付実績は3件4枚となっている。 本提案により、これらの事務負担の軽減につながるものである。 ○本県においては、左記の農地集積のための用地買収事業への農地耕作条件改善事業の適用例はないが、国への実績報告書には工事及び契約書の写し、検査調書なども添付することになり、業務量が他事業と比較し多大となる。このため、他事業と同様に書類の簡素化をお願いしたい。 ○添付資料の簡素化により、地方公共団体が交付対象事業者となる場合の実績報告に係る負担が減少し、事務の効率化を図ることができる。 ○本県では、「農地耕作条件改善事業交付金」により補助を受けて事業を実施している。同交付金は、交付対象事業が完了した後、実績報告を行う必要があるが、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱により、実績報告にあたって契約書の写し等の添付が求められている。地方公共団体が交付事業対象者となる場合は、添付資料が膨大となり、本県における平成29年の実績報告では、用地買収に係る契約書や出役簿等の写しを約500枚添付したため、大きな作業負担となった。 同様に農地整備を目的とする他の補助事業（農山漁村地域整備交付金等）の場合は、実績報告にあたって添付書類のうち契約書の写し等の提出は不要とされているため、本事業においても同様の取扱いとすることにより、報告事務の簡素化を求めるよう求める。 ○市町村や土地改良区等団体の執行する事業については、平成28年度まで国から直接交付されていたため、国としては事業実施の確認のため工事契約書の写しを求めたのも頷けるが、現在は間接補助として、県を経由して事務処理されており、県が十分地元団体を指導し、実績の確認を行うことで、国への実績報告書については工事請負調書の添付で了解していただきたい。 各工事の契約書の写しを添付する作業は多大な労力と紙が必要となると、郵送に際し重量が増すため費用も増大する。	農地耕作条件改善事業の事業実績報告については、簡素化する方向で見直しを検討したい。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
94	本事業の円滑な事業継続に支障を生じさせないよう、平成31年度から交付決定前着工届を導入していただきたい。 「公益上真にやむを得ない」と認められる場合においては、交付決定前着工届制度が導入されている農山漁村地域整備交付金や農地耕作条件改善事業と同様に、本事業を円滑に実施する観点等から幅広に導入していただきたい。	－	【静岡県】 「公益上真にやむを得ないと認められる事業」とはいかなる事業か、また同一事業地区内にあっても当該年度に実施予定の事業工種によって判断されうるのか、明確にしていただきたい。	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		補助事業は、補助金の交付決定を受けた後に着手すべきものであり、災害復旧工事等緊急を要する事業で、公益上真にやむを得ないと認められる場合については、例外的に交付決定前着手が認められていることから、これに該当すると認められるものについては、交付決定前着手の導入について検討してまいりたい。 なお、今回の支障事例である排水機整備事業については、通常、複数年の事業計画となっており、国庫債務負担行為制度等を活用することにより、施行時期の平準化が図られるものと考えられることから、交付決定前着手制度の導入は認められない。 また、工事の早期着手の観点から、引き続き速やかな交付決定となるよう努めてまいりたい。	6【農林水産省】 (9)土地改良事業関係補助金 土地改良事業に要する経費に対する補助事業者への補助金の交付については、災害復旧工事等緊急を要する事業で、公益上やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手の導入について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、当該補助金の交付決定については、工事の早期着手に資するため、毎年可能な限り早期に行う。
95	本県では、換地を用いない手法により農地集積を図る低コストなほ場整備を実施しているが、事業実施に伴う用地買収の契約件数が非常に多いことなどから、実績報告にあたり契約書の写しの提出を省略する見直しについて、平成30年度事業の実績報告から対応していただきたい。	－	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		実績報告への契約書の添付については、平成27年度の事業実施状況に基づき、補助金の適切な執行が行われているのかを確認する必要が生じたことから、平成28年度に「農地耕作条件改善事業交付金交付要綱」を改正し、現在まで運用を行っているものである。 要望を踏まえ、平成30年度事業の実績報告が遅滞なく行われ、補助金が適切に執行されていることを確認した上で、事務負担の軽減の観点から、実績報告への契約書の添付の省略が妥当と判断できれば、来年度以降の実施地区において、簡素化する方向で見直しを行う。 なお、平成30年度事業の実績報告から見直しを行うことについては、補助金の適切な執行に向けて、現状を踏まえて丁寧に検討する必要があること、また、事業実施年度途中で制度を見直すことは、現場において混乱や追加の事務負担を生じかねないことから、適切ではない。まずは、本年度事業の実績報告を含め、適切な執行に努めていただきたい。	6【農林水産省】 (11)農地耕作条件改善事業交付金 農地耕作条件改善事業交付金の実績報告書に添付する書類のうち、契約書の写しについては、申請者の負担の軽減と事務の円滑な処理が図られるよう、2017年度の実績報告書の提出状況及び交付金の執行状況を踏まえ、簡素化する方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

農林水産省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
102	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧の廃止	農地中間管理事業に関して、早期に農地の賃借権等の設定を行うため、農用地利用配分計画（以下「配分計画」という）の県知事の認可に当たっては、意見聴取のための2週間の縦覧を要しない制度へと変更する。	【支障事例】 農地中間管理事業の推進に当たり、煩雑かつ長期にわたる契約事務手続きが課題となっている。 現在の制度では、農地中間管理事業を活用して担い手が賃借権等を設定するまで、1か月半以上の事務手続期間を要し、特に農繁期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている。 なお、配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もない。 また、仮に農地が適正に管理されていない場合は、機構法第20条により契約を解除することができるため、事後的な措置も整備されていると考える。	手続きに要する期間が短縮されることから、利用者の利便性が向上するとともに、都道府県の事務負担が軽減される。	農地中間管理事業の推進に関する法律（機構法） 第18条	農林水産省	秋田県、男鹿市、能代市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村	－	岩手県、山形市、福島県、郡山市、会津若松市、福島県、郡山市、埼玉県、秩父市、長野県、長野市、長田市、春日井市、広島県、安芸高田市、香川県、高松市、高知県、大村市、熊本県、九州地方知事会	○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続に長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。 ○農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤法に基づく市町村長の利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心にした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間を要している。 そのため、担い手農家からは、農地法、基盤強化法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。 本県としても、農地の出し手と担い手のマッチングが整いたい、速やかに担い手に農地を集積できるよう、国が示す手続き期間短縮化の例を参考に、事務の迅速化を図ってきたところであるが、更なる迅速化のために、農用地利用配分計画の縦覧を廃止又は縦覧期間を短縮したいが、法定で2週間と期間が定められているため見直しができない。 なお、市町村農業委員会が農地配分計画案を作成する際に、当該地域の担い手を優先するなど配慮をしているため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき利害関係者から意見が提出されることは、実態としてなく、農用地利用配分計画の縦覧の必要性は低いと考える。 ○農地中間管理事業を行うには、①農地を貸したい人と農地中間管理機構とで基盤強化法等による手続き、②機構と農地を借りたい人とで農地中間管理法による手続きの2つの手続きが必要となり、多くの手間と時間を要している。 このため、目的である農地の集積の加速化には効果を発揮しきれていない。事業を通じた担い手への農地集積を進めるため、手続き簡素化し、担い手への権利設定等に要する期間の短縮化を図ることが望ましい。 ○担い手へ早期に農地の賃借権等の設定を行うためには縦覧の廃止または期間短縮は必要と思われる。 ○同様の支障事例・課題が発生しており、制度改正は必要と考える。 ○農地中間管理事業の推進に当たり、煩雑かつ長期にわたる契約事務手続きが課題となっている。 現在の制度では、農地中間管理事業を活用して担い手が賃借権等を設定するまで、1か月半以上の事務手続期間を要し、特に農繁期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている ○農地中間管理事業については、事務手続きの煩雑さが自治体の負担増及び事業推進の妨げとなっているため、手続きの簡素化を図るべきである。 ○権利移転の手続期間の目安として、農業経営基盤強化促進法が約2か月なのに対し、農地中間管理事業法は約4か月を要する。 契約時及び契約内容変更時の手続が農業者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所窓口で生じている。 ○農地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告や縦覧については、事務が煩雑で多くの時間と労力を要しており、農業者にとっても活用の妨げとなっていることから、事業をより一層推進していくとて、本県においても、農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧の廃止を要望する。（なお、本県においても、平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。） ○配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もなく、制度の見直しが必要である。 ○提案と同様の支障事例が本県でも発生（約25,000筆分（4カ年累計）の認可公告事務が発生）していることから、事務の簡素化と手続期間短縮などの制度改正が必要。 縦覧中に意見書が提出された事例無し。 ○農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律）による賃借権の設定の場合、農地利用集積計画に基づく農地中間管理機構による中間管理権の設定、農用地利用配分計画に基づく担い手への賃借権の設定が必要となっている。 そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であることや手続きに要する期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっていると考える。 今後、農地中間管理事業を活用した担い手への農用地の集積を円滑に推進するためには手続きの簡素化が必要であり、農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧期間（2週間）が短縮又は廃止されれば事業の利用向上につながると考えている。 なお、これまでに縦覧期間中に利害関係者からの意見書が提出されたことはない。 ○事務手続きに長期間を要する要因となっている。 ○本県では、農地中間管理事業による貸付の手続きは、農地法や基盤法に比べて3週間程度長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。 市町村が配分計画案を作成する段階から、機構、農業委員会や利害関係者と十分な調整をしていることから、平成26年度以来、配分計画の縦覧において意見書の提出は一度もない。 ○本県では、農地中間管理事業の実施にあたっては、県段階での事務手続（審査・2週間の縦覧・認可公告）のみでも約1ヶ月かかっており、このほか農業委員会、市町村及び機構でも煩雑な事務処理が必要となっている。 このため、機構による農地の借入れから農業者への貸付けまでには約3ヶ月の期間を要しており、農地法や農業経営基盤強化促進法に基づく権利設定より長期であるため、営農活動に影響が出る等の声が現場から寄せられている。加えて、県・機構・市町村等の事務負担が過大であり、人員不足の声も上がっているほか、農地中間管理事業の推進に向けた前向きな施策遂行に支障を来している。 なお、農地中間管理事業の制度開始以後、縦覧中に意見が寄せられた例はない。	農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
102	施行後5年目の見直しに向け、提案内容も含んだ事務の簡素化を検討いただきたい。	－	【群馬県】 配分計画案を作成する際の地域における事前調整の結果、縦覧期間中に利害関係者から意見が提出されることがない実態を踏まえ、5年後見直しに伴う法改正により縦覧を廃止し、農地中間管理事業における事務手続きの迅速化と、都道府県の事務負担の軽減を図っていただきたい。 【福島県】 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年後を目処とした総合的な検討にあたっては、今回の提案を十分勘案もよう要望する。	－	【全国知事会】 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。 なお、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすい環境整備を一層進めること。 【全国市長会】 手続の簡素化に向け、対応を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	【総論】 ○「機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討する」とのことであるが、配分計画の都道府県知事認可、当該認可における縦覧制度、利用権の存続期間延長、単純な業務委託の知事承認についても提案団体の支障を解消する方向で検討いただきたい。 【1】農用地利用集積計画・配分計画の作成事務の簡素化・迅速化 ○ 配分計画の都道府県知事認可については、機構、都道府県及び市町村における計画策定事務に係る一連の手続を簡素化・迅速化する観点から、市町村単位で完結する仕組みへと見直す方向で検討いただきたい。 ○ 配分計画の都道府県知事認可に係る縦覧制度については、実態として、提案団体においてこれまで意見提出の実績がなく、計画策定前段階で関係者間での意見調整が行われていることなどを踏まえ、縦覧を廃止する方向で検討いただきたい。 【2】利用権の存続期間延長手続きの緩和 ○ 利用権の存続期間を単に延長するだけの場合（契約期間以外の内容が既契約と全く同一であり、当事者間で合意がとれている場合）には、周辺の土地利用が現状から変更されるものではないことから、安定的な土地利用を促進するためにも、存続期間の延長に係る手続を別に設けるなど、集積計画及び配分計画の撤回・再作成・認可・公告等の事務を不要とする見直しを行うべきではないか。 ○ 機構関連事業の対象とする農用地については、あらかじめ当該事業が行われ得ることについて所有者に説明が行われていることを理由に、改正土地改良法の施行後に機構が農地中間管理権を取得した農用地のみとされているところ、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地について、機構関連事業を実施しようとする場合には、集積計画の撤回・再作成等により、農地中間管理権の再取得を行う必要があるとされている。 機構関連事業の実施に係る手続を緩和する観点から、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地についても、所有者の合意を得た場合等には、機構関連事業の対象とする方向で制度を見直すべきではないか。 【3】農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止 ○ 農地中間管理事業の実施に当たって求められる公正性を担保するために業務委託に係る知事承認制度が設けられているとしても、農地管理や普及啓発などの単純な内容の委託業務についてまで知事承認を求める必要はないのではないか。	【総論】 ○ 農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 【1】について ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 【2】について ○ 配分計画の単純延長は、農地の集約化の機会を逃すおそれがあり、これを推進することは望ましくないと考えるが、他方、手続の簡素化は重要であるため、これらのバランスを取りながら検討していく。 ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 【3】について ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。	6【農林水産省】 （7）農業経営基盤強化促進法（昭55法65）及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平25法101） （ⅱ）農用地利用配分計画の案の縦覧（農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項）については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

農林水産省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
103	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地中間管理事業により設定された利用権の期間延長手続き簡素化	①農地中間管理事業により設定された利用権の期間延長手続きについて、契約期間以外の内容（農地・当事者）が既契約と同一である場合、市町村公告及び農知事の認可・公告までの一連の作業を不要とし、関係者（農地中間管理機構・出し手・受け手）の合意等で契約期間を延長できることとする。 ②改正土地改良法施行前に農地中間管理機構が借り入れた農用地等において機構関連事業を実施する場合についても①と同様の手続きを経ればよいこととし、現行必要とされている一連の作業（計画の撤回（解約）、再作成、認可、公告）は不要とする。	【制度概要】 ①利用権の契約期間延長に当たっては、農地中間管理機構を再取得するため、集積計画の撤回・同計画の再作成・配分計画の知事の認可・公告の手続きが必要となっている。 ②農地中間管理機構（以下「機構」という。）が借り入れている農地について、改正土地改良法で定める要件を全て満たす場合、区画整理や農用地の造成などの土地改良事業を実施できる。（機構関連事業） 当該要件のひとつに、「改正土地改良法の施行前に取得される15年以上の農地中間管理権に係る農用地等であること」が規定されている。 一方、国通知によれば「改正土地改良法の施行前に取得した農地中間管理権に係る農用地については、 1)当該集積計画の当事者の同意を得たうえで集積計画の全部又は一部を撤回し 2)農用地等の所有者（出し手）及び機構の同意を得た上で 3)集積計画の全部又は一部の撤回と、新たな農地中間管理権の設定のための集積計画の作成について、農業委員会の決定を経て 4)集積計画の撤回と新たな集積計画について同時に公告する必要があるとされている。 【支障事例】 ①平成26年～29年までに権利設定を行ってきた件数は膨大であるため、契約期間延長の手続きに加え通常の新規契約もあることから、将来的に、利用者の申請手続きや集積計画・配分計画を作成する市町村・機構の事務的負担が大きくなることが予想される。 ②改正土地改良法の施行前に取得した農地中間管理権に係る農用地において土地改良事業を実施する場合、その都度農地借受申請手続きや、集積計画・配分計画の作成等を行う必要があり、利用者（受け手）や市町村、機構の事務的負担が極めて大きい。	契約期間延長に係る手続きの簡素化により、現在利用している農家や機構、市町村の事務負担が大幅に軽減され、改正土地改良法による機構関連基盤整備事業の円滑な推進が図られると上、農地中間管理事業そのものの継続的な実施に資する。	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 土地改良法第87条の3及び同附則第4条 土地改良法施行令第50条の2の10 平成29年5月1日付経営局農地政策課農地集積促進室長事務連絡	農林水産省	秋田県、青森県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村	－	岩手県、福島県、いわき市、ひたちなか市、群馬県、秩父市、新発田市、石川県、長野県、島田市、春日井市、鳥取県、広島県、徳島県、香川県、高松市	○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続に長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。 ○①で本県においても、期間延長の手続きに生じる事務負担は、将来的に大きくなると予想される。 ②本県においては、当該事例は、案件がそれほど発生していない。しかし、機構関連事業を推進していくとは、今後の事務負担の増大につながると予想される。 ○農業者だけでなく、市町村や農業委員会での事務負担の大きさが、本制度の活用を推進する上での阻害要因となっており、更新事務もその一つである。 機構への貸付面積が増加しない、または、面的な集まりをめざしうる状態だと、機構が持つ農地の再配分機能も十分に発揮できない。農地中間管理事業の推進に関する法律の目的を実現するためには、本提案が求める措置が必要と考える ○集積計画の撤回及び新たな集積計画の同時公告は、利害関係者や自治体の事務負担が大きい。 ○同様の支障事例・課題が発生しており、制度改正には必要と考える。 この例にとどまらず、今後大量の契約更新事務が想定される中、契約更新手続きの簡素化は喫緊の課題である。「基盤法」の例外として、農地所有者と借受者が同一条件の下に更新する場合は、法定更新を認めるよう制度改正を望む。 ○本市においては、農地中間管理事業の契約期間満了の事例が現時点では無いため、契約期間延長に関する具体例はないが、家族間の農地の所有権移動（生前一括贈与、相続等）により、農地中間管理権を再取得するため、集積計画の撤回・同計画の再作成・配分計画の知事の認可・公告の手続きが必要となり、大きな事務負担となった。高齢な農地所有者も多く、農地中間管理事業においては貸借期間を10年以上で設定している案件が多いため、今後も貸借契約中に家族間で農地の所有権が変わる案件は多数出てくることが予想されるため、再設定の際の事務の簡略化は大きな事務負担の軽減になる。 ○①契約期間延長に係る事務負担は大きいが、農業経営基盤強化促進法による貸借でも同様である。契約期間延長に加え、通常の新規契約も含めて事務処理を行っているが、これら別処理にするとデータ処理も別に行わなければならず、かえって事務処理が煩雑になる。 ○今までに権利設定を行ってきた件数は膨大であるため、契約期間延長の手続きに加え通常の新規契約もあることから、将来的に、利用者の申請手続きや集積計画・配分計画を作成する市町村・機構の事務的負担が大きくなることが予想される。 ○農地中間管理事業については、事務手続きの煩雑さが自治体の負担増及び事業推進の妨げとなっているため、手続きの簡素化を図るべきである。 ○契約期間延長に係る手続きの簡素化により、現在利用している農家や機構、市町村の事務負担が大幅に軽減され、改正土地改良法による機構関連基盤整備事業の円滑な推進が図られると上、農地中間管理事業そのものの継続的な実施に資するので必要である。 ○本県でも、中間管理事業の貸借件数の増加に加え、新たに創設された農地中間管理機構関連基盤整備事業への対応など、年々事務が増加し、機構や市町の事務的負担が大きくなってきており、将来的に更に大きくなることが予想される。 こうした中、農用地利用配分計画の契約期間延長や改正土地改良法施行前に借り入れた農地に係る手続きの緩和については、機構や市町だけでなく、農業者の事務負担の軽減の観点からも必要であると考えており、本県においても要望する。 ○これまでに、支障事例は発生していないが、本県機構が中間保有している農地（約25,000㎡）を含めた地区での基盤整備の要望があった場合、同様の支障事例が起きることが予想される。 ○今後、通常の賃借契約に係る手続きに加え、契約期間の延長手続まで行うことは、農家や関係機関の事務的負担の大幅な増加につながることから、さらなる担い手への農地集積を推進するためには、延長手続きの簡素化や縦覧期間の見直しも含め、一連の事務処理の簡素化を図る必要があると考えている。 ○平成26年～29年までに権利設定を行ってきた件数は膨大である。今後、通常の新規契約に加え、契約期間延長の手続きも追加され、将来的に、利用者の申請手続きや集積計画・配分計画を作成する膨大な事務が発生し、市町村及び機構の事務的負担が大きくなることが予想される。 ○本県においても、改正土地改良法に基づく機構関連基盤整備事業を実施する際、利用権設定の延長のために集積計画・配分計画の再作成が必要であり、将来的に関係機関の事務負担が膨大になることが予想される。	①について 農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の簡素化の解消などについて総合的に検討することとしている。この中で提案の内容も踏まえつつ、対応を検討する。 なお、農地中間管理機構からの貸付けについては、同一の者に再度貸し付ける場合等の農用地利用配分計画の添付資料の一部を不要とするよう農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成26年農林水産省令第15号）を改正し、平成30年7月1日から施行したところである。 ②について 平成29年の改正土地改良法（以下「改正法」という。）により創設された農地中間管理機構関連基盤整備事業は、農業者の申請、同意及び費用負担によらず行う土地改良事業である。この事業の創設に伴い、農地中間管理権の取得（農地中間管理機構の借受け）に当たって改正法による改正後の農地中間管理機構の推進に関する法律（平成25年法律第101号）の規定に基づき、あらかじめ当該事業が行われることがあることについて機構から農地所有者に対し説明することとされている。 このため、機構関連農地整備事業の対象となる農用地については、改正法において、改正法の施行後に機構が農地中間管理権を取得した（借り受けた）農用地とされている。 したがって、御提案のように、改正法の施行前から農地中間管理権が取得されている農用地について、契約期間を延長することで当該事業の対象とすることは困難である。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
103	①、②施行後5年目の見直しに向け、提案内容も含んだ事務の簡素化を検討いただきたい。	－	【福島県】 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年後を目処とした総合的な検討にあたっては、今回の提案を十分勘案するよう要望する。	－	【全国知事会】 農地中間管理事業については、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすい環境整備を一層進めること。 【全国市長会】 手続の簡素化に向け、対応を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	【総論】 ○「機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討する」とのことであるが、配分計画の都道府県知事認可、当該認可における縦覧制度、利用権の存続期間延長、単純な業務委託の知事承認についても提案団体の支障を解消する方向で検討いただきたい。 【1】農用地利用集積計画・配分計画の作成事務の簡素化・迅速化 ○　配分計画の都道府県知事認可については、機構、都道府県及び市町村における計画策定事務に係る一連の手続を簡素化・迅速化する観点から、市町村単位で完結する仕組みへと見直す方向で検討いただきたい。 ○　配分計画の都道府県知事認可に係る縦覧制度については、実態として、提案団体においてこれまで意見提出の実績がなく、計画策定前段階で関係者間での意見調整が行われていることなどを踏まえ、縦覧を廃止する方向で検討いただきたい。 【2】利用権の存続期間延長手続きの緩和 ○　利用権の存続期間を単に延長するだけの場合（契約期間以外の内容が既契約と全く同一であり、当事者間で合意がとれている場合）には、周辺の土地利用が現状から変更されるものではないことから、安定的な土地利用を促進するためにも、存続期間の延長に係る手続を別に設けるなど、集積計画及び配分計画の撤回・再作成・認可・公告等の事務を不要とする見直しを行うべきではないか。 ○　機構関連事業の対象とする農用地については、あらかじめ当該事業が行われ得ることについて所有者に説明が行われていることを理由に、改正土地改良法の施行後に機構が農地中間管理権を取得した農用地のみとされているところ、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地について、機構関連事業を実施しようとする場合には、集積計画の撤回・再作成等により、農地中間管理権の再取得を行う必要があるとされている。 　機構関連事業の実施に係る手続を緩和する観点から、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地についても、所有者の合意を得た場合等には、機構関連事業の対象とする方向で制度を見直すべきではないか。 【3】農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止 ○　農地中間管理事業の実施に当たって求められる公正性を担保するために業務委託に係る知事承認制度が設けられているとしても、農地管理や普及啓発などの単純な内容の委託業務についてまで知事承認を求める必要はないのではないか。	【総論】 ○　農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 【1】について ○　今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 ○　今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 【2】について ○　配分計画の単純延長は、農地の集約化の機会を逃すおそれがあり、これを推進することは望ましくないと考えるが、他方、手続の簡素化は重要であるため、これらのバランスを取りながら検討していく。 ○　今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 【3】について ○　今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。	6【農林水産省】 （7）農業経営基盤強化促進法（昭55法65）及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平25法101） （ｉ）農用地利用集積計画で定められた内容を変更する場合には、当事者及び市町村が協議していれば足り、再度、農用地利用集積計画を定めて公告する必要がないことを明確化するため、2019年中に地方公共団体に周知する。

農林水産省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
116	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地中間管理事業における農用地利用配分計画に係る縦覧期間の廃止について	農地中間管理事業において知事が行う農用地利用配分計画に係る縦覧については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、縦覧期間が2週間とされているが、縦覧を廃止する。	農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤強化促進法に基づく市町村長の農用地利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画（以下、「配分計画」）の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心にした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間を要している。 担い手農家からは、農地法、農業経営基盤強化促進法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。 本県としても、農地の出し手と担い手のマッチングが怠りたい、速やかに担い手に農地を集積できるよう、国が示す手続き期間短縮化の例を参考に事務の迅速化を図ってきたところであり、更なる迅速化のために配分計画の縦覧を廃止したいが、決定で2週間と期間が定められていたため見直しができない。 なお、市町村農業委員会が「配分計画案を作成する際に、当該地域の担い手を優先するなど配慮をしているため、縦覧期間中に利害関係者から意見が提出されることは実態としてなく、配分計画の縦覧の必要性はないと考える。	農地中間管理事業における一連の処理時間を短縮し、農地中間管理機構を活用した農地の円滑かつ迅速な賃貸借を進めることで、本県の農業政策の一つである農地集積等による担い手の経営基盤強化を図ることが可能となる。	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項	農林水産省	群馬県、福島県、栃木県、新潟県	－	岩手県、秋田県、埼玉県、長野県、静岡県、島田市、春日井市、広島県、徳島県、香川県、高松市、高知県、大村市、熊本県、九州地方知事会	○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続に長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の賃貸制度からの移行がなかなか進まない。 ○当県においても、農地中間管理事業を活用し担い手が賃借権等を設定するまで、約1ヶ月半の事務手続き期間を要し、特に農繁期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている。 2週間の縦覧期間が廃止となることにより、契約に要する期間が短縮されることから、利用者の利便性が向上すると考えられる。 ○農地中間管理事業を行うには、①農地を貸したい人と農地中間管理機構との基盤強化法等による手続き、②機構と農地を借りたい人とで農地中間管理法による手続きの2つの手続きが必要となり、多くの手間と時間を要している。 このため、目的である農地の集積の加速化には効果を発揮しきれていない。事業を通じた担い手への農地集積を進めるため、手続を簡素化し、担い手への権利設定等に要する期間の短縮化を図ることが望ましい。 ○担い手へ早期に農地の賃借権等の設定を行うためには簡素化が必要と思われる。 ○農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤強化促進法に基づく市町村長の農用地利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画（以下、「配分計画」）の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心にした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間を要している。 担い手農家からは、農地法、農業経営基盤強化促進法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。 なお、縦覧期間中に利害関係者から意見が提出されることは実態としてなく、配分計画の縦覧の必要性はないと考える。 ○農地中間管理事業については、事務手続きの煩雑さが自治体の負担増及び事業推進の妨げとなっているため、手続きの簡素化を図るべきである。 ○権利移転の手続期間の目安として、農業経営基盤強化促進法が約2か月なのに対し、農地中間管理事業法は約4か月を要する。 契約時及び契約内容変更時の手続が農業者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所窓口で生じている。 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告や縦覧については、事務が煩雑で多くの時間と労力を要しており、農業者にとっても活用の妨げとなっていることから、事業をより一層推進していくとで、本県においても、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に係る縦覧期間の廃止を要望する。（なお、本県においても、 平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。） 配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もなく、制度の見直しが必要である。 ○提案と同様の支障事例が本県でも発生（約25,000筆分（4カ年累計）の認可公告事務が発生）しているとから、事務の簡素化と手続期間短縮などの制度改正が必要。 縦覧中に意見書が提出された事例無し。 ○農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律）による賃借権の設定の場合、農地利用集積計画に基づく農地中間管理機構による中間管理権の設定、農用地利用配分計画に基づく担い手への賃借権の設定が必要となっている。 そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であることや手続きに要する期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっていると考える。 今後、農地中間管理事業を活用した担い手への農用地の集積を円滑に推進するために上手続きの簡素化が必要であり、農用地利用配分計画の縦覧率の認可に係る縦覧期間（2週間）が短縮又は廃止されれば事業の利用向上につながると考えている。 なお、これまでに縦覧期間中に利害関係者からの意見書が提出されたことはない。 ○農地中間管理事業による農地賃借は、農地集積から農地配分まで8週間程度期間を要することから、権利設定を急いでいる農業者からは敬遠される傾向にある。 ○本県では、農地中間管理事業による貸付の手続きは、農地法や基盤法に比べて3週間程度長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。 市町村が配分計画案を作成する段階から、機構、農業委員会や利害関係者と十分な調整をしていることから、平成26年度以来、配分計画の縦覧において意見書の提出は一度もない。	農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の簡雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。
117	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	国産花きイノベーション推進事業における「国産花きの需要拡大」事業を行う際の「国産花きの強みを生かす生産・供給体制の強化」事業の実施の要件を見直す。	国産花きイノベーション推進事業における「国産花きの需要拡大」事業を行う際に、必要性が低い事業の実施を強いられていて、「需要拡大メニュー」に取り組みにくい状況となっている。 県内においては、これまで、国における実証等を踏まえた花きの日持性など強みを活かした一定程度の供給体制を構築しているところであるが、今後の国産花きの振興に当たっては、県内の需要を喚起することが不可欠であり、事業の実施要件が、実情に合っていない。 また、「需要拡大メニュー」と「生産・供給体制の強化メニュー」の補助金額は同額とされたことで、実施する事業の見直しを余儀なくされた。 本件については、群馬県園芸協会、群馬県生花商組合から要望が出されているところ。	H30年度の事業公募において、公募直前に事業要件が変更され、「需要拡大メニュー」に取り組む場合は「生産・供給体制の強化メニュー」に取り組むことが必須とされたため、必要性が低い事業の実施を強いられていて、「需要拡大メニュー」に取り組みにくい状況となっている。 県内においては、これまで、国における実証等を踏まえた花きの日持性など強みを活かした一定程度の供給体制を構築しているところであるが、今後の国産花きの振興に当たっては、県内の需要を喚起することが不可欠であり、事業の実施要件が、実情に合っていない。 また、「需要拡大メニュー」と「生産・供給体制の強化メニュー」の補助金額は同額とされたことで、実施する事業の見直しを余儀なくされた。 本件については、群馬県園芸協会、群馬県生花商組合から要望が出されているところ。	事業要件を見直すことで、国産花き振興のために必要な需要を喚起することができ、県産花きの振興、ひいては、花き生産、流通、小売店など一連の産業の発展を可能とし、地方創生の実現に資する。	花きの振興に関する法律 地域活性化総合対策事業のうち国産花きイノベーション推進事業 公募要領	農林水産省	群馬県、福島県、新潟県	－	神奈川県、富山県、京都府、徳島県、高知県	○事業要件の唐突な変更により、県協議会事業を大幅に見直すこととなった。 事業は2年目であり、今年度が最終年度となるが、次年度以降の継続事業については、本来原の課題である需要拡大に必要な予算が投入できるよう、補助金額の配分割合について、配慮を願いたい。 ○H30年度事業の公募要領において、「国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化」等の実証における事業費が前事業費の1/2以上であることが必要となったため、本県においても「国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化」の実証規模に合わせて、両事業共につながる取り組みが前年に比べ縮小することとなった。 ○急な事業要件の変更により、事業計画の全面的な再検討が迫られ、需要拡大メニューの規模縮小をせざるを得ないことになったほか、需要拡大に携わる関係者の意欲が減退するなど、大きな混乱が生じた。 ○「生産・供給体制の強化メニュー」は、産地の生産課題に対応した取組に活用できることから、有意義なメニューと考えている。 しかしながら、「生産・共有体制の強化メニュー」で実施する実証事業等に必要な備品類は長期使用が可能であるなど、「需要拡大メニュー」と比較して経費に差が生じることも想定され、2つのメニューを同規模で実施していくためには、いずれかの事業規模を見直す必要が出てくる。 それぞれのメニューにおいて、必要な規模で の実施が可能になるよう、事業要件の見直しが必要である。 ○「需要拡大メニュー」の補助金額が、「生産・供給体制の強化メニュー」と「花き関係者への連携支援メニュー」の合計金額以下とされたことで、需要拡大メニューの内容及び実施回数等について、大幅な見直しと調整を実施せざるを得ず、関係団体から要件の緩和について要望が出されている。 本県は消費県であり、需要拡大メニューに取り組むことで、新たな需要創出や県民への需要喚起に資する。 ○H30年度の事業公募において、「需要拡大メニュー」に取り組む場合は、同額の「生産・供給体制の強化メニュー」も実施することが条件として付加された。 本県の花き振興を図るためには、「需要拡大メニュー」の実施が必要となるが、こうした条件を付加されたことにより、事業の変更を余儀なくされ、本年度の公募を見送ることとなった。 地域の実情に合った事業が実施できるよう、採択要件を緩和してほしい。	国産花きの産出額は、ここ数年圧ほ横ばいで推移している。その内容をみると、出荷量は徐々に減少しており、これを販売単価の上昇が補っているものと見られる。 他方、輸入品は、輸入量、輸入金額ともに増加傾向にある。これらのことは、国内の花き生産が品質の高さを強みとして付加価値の高い生産にシフトする一方、物日等の需要や実需のニーズに国産品が十分に応えきれていないことが要因になっていると思われている。 このことから、国産花きのシェアの維持・奪還を図るためには、まず、産地が需要動向や実需のニーズを的確に捉え、需要に応じた生産の拡大、すなわちマーケットインの産地づくりを進めることが最も重要な課題となっている。 このため、平成30年度公募要領において「需要拡大メニュー」に取り組む場合は「生産・供給体制の強化メニュー」に取り組むことを必須要件とするなど、今一度しっかりとした産地づくりの取組を重視する方向にシフトしたところである。 国産花きイノベーション推進事業は、平成30年度で終期を迎えることとなるが、引き続き需要に応じたマーケットインの産地づくりを進めることは重要な課題であるため、次期対策についても、上記の考え方を基本とし、要望の趣旨を踏まえつつ検討を進めてまいりたい。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
116	配分計画案を作成する際の地域における事前調整の結果、縦覧期間中に利害関係者から意見が提出されることがない実態を踏まえ、5年後見直しに伴う法改正により縦覧を廃止し、農地中間管理事業における事務手続きの迅速化と、都道府県の事務負担の軽減を図っていただきたい。	－	－	－	【全国知事会】 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。 なお、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすい環境整備を一層進めること。 【全国市長会】 手続の簡素化に向け、対応を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	【総論】 ○「機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討する」とのことであるが、配分計画の都道府県知事認可、当該認可における縦覧制度、利用権の存続期間延長、単純な業務委託の知事承認についても提案団体の支障を解消する方向で検討いただきたい。 【1】農用地利用集積計画・配分計画の作成事務の簡素化・迅速化 ○　配分計画の都道府県知事認可については、機構、都道府県及び市町村における計画策定事務に係る一連の手続き簡素化・迅速化する観点から、市町村単位で完結する仕組みへと見直す方向で検討いただきたい。 ○　配分計画の都道府県知事認可に係る縦覧制度については、実態として、提案団体においてこれまで意見提出の実績がなく、計画策定前段階で関係者間での意見調整が行われていることなどを踏まえ、縦覧を廃止する方向で検討いただきたい。 【2】利用権の存続期間延長手続きの緩和 ○　利用権の存続期間を単に延長するだけの場合（契約期間以外の内容が既契約と全く同一であり、当事者間で合意がとれている場合）には、周辺の土地利用が現状から変更されるものではないことから、安定的な土地利用を促進するためにも、存続期間の延長に係る手続を別に設けるなど、集積計画及び配分計画の撤回・再作成・認可・公告等の事務を不要とする見直しを行うべきではないか。 ○　機構関連事業の対象とする農用地については、あらかじめ当該事業が行われ得ることについて所有者に説明が行われていることを理由に、改正土地改良法の施行後に機構が農地中間管理権を取得した農用地のみとされているところ、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地について、機構関連事業を実施しようとする場合には、集積計画の撤回・再作成等により、農地中間管理権の再取得を行う必要があるとされている。 　機構関連事業の実施に係る手続を緩和する観点から、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地についても、所有者の合意を得た場合等には、機構関連事業の対象とする方向で制度を見直すべきではないか。 【3】農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止 ○　農地中間管理事業の実施に当たって求められる公正性を担保するために業務委託に係る知事承認制度が設けられているとしても、農地管理や普及啓発などの単純な内容の委託業務についてまで知事承認を求める必要はないのではないか。	【総論】 ○　農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 【1】について ○　今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 ○　今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 【2】について ○　配分計画の単純延長は、農地の集約化の機会を逃すおそれがあり、これを推進することは望ましくないと考えるが、他方、手続の簡素化は重要であるため、これらのバランスを取りながら検討していく。 ○　今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 【3】について ○　今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。	6【農林水産省】 （7）農業経営基盤強化促進法（昭55法65）及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平25法101） （ⅰ）農用地利用配分計画の案の縦覧（農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項）については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
117	本県では、花き需要が急速に減退していることを踏まえ、まずは需要を喚起することが重要であるとの考えから、地域の関係者が連携し、需要拡大の取組を実施してきたところである。その結果、近年では、花き産出額も増加傾向にあり、一定の成果をよび始めている。 「マーケットインの産地づくりを行い国産花きのシェアの維持・奪還を図る」とあるが、国内の需要そのものを拡大することも必要と考える。 花き振興のために、生産・供給体制の強化を行うべきか、需要を拡大すべきかは、それぞれの地域が、自らの課題を把握し、関係者間の連携の上に、地域の実情に応じて進めることが重要であり、このような観点から、当該事業の要件緩和を提案した。 当該事業は、平成30年度で終了とのことであるが、後継事業においては、各都道府県協議会の意見を反映させるなど、地域にとって使いやすい事業としてほしい。	－	－	－	【全国知事会】 補助金等要綱において、ある特定の事業の補助を受けるに当たって関連する事業の実施もあわせて義務付けることや、当該補助を受ける応募条件として都道府県を必須の構成員とする協議会の設置を義務付けることは適当ではないため、次期対策については自由度を高めた上で、都道府県に交付する制度に改めること。		国産花きイノベーション推進事業の後継事業として、平成31年度新規要求している「次世代国産花き産業確立推進事業」においては、引き続き各産地が消費者のニーズを的確に捉え需要に応じたマーケットインの生産・供給体制づくりを進めることを基本とし、各産地が需要・生産を拡大すべき品目について、当該品目の特徴や地域の実情に応じて自ら解決すべき課題を明確にし、花き産業関係者の連携の下、課題解決に向けた生産から流通、消費拡大に至る一貫した取組を支援することとしており、引き続き要望の趣旨も踏まえつつ検討を進めてまいりたい。 なお、協議会の構成等補助要件、補助金の交付先については、事業の効果を最大限に発揮させることを旨として設定しているものであることをご理解ねがいたい。	6【農林水産省】 （10）国産花きイノベーション推進事業 国産花きイノベーション推進事業の実施要件については、2019年度以降の次期対策事業において、地域の実情に応じ、地方公共団体を含む事業実施主体が自ら解決すべき課題を明確にし、解決する取組を支援する観点から、必要な見直しについて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

農林水産省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
119	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	汚水処理施設の統廃合に係る都道府県構想に基づく当該施設の統廃合・再編に当たっては、補助対象施設の供用開始後10年未経過であっても、財産処分の際に国庫返納不要で包括承認することとする。	汚水処理施設に係る都道府県構想に基づく当該施設の統廃合・再編に当たっては、補助対象施設の供用開始後10年未経過であっても、財産処分の際に国庫返納不要で包括承認することとする。	現在、本県では、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの汚水処理施設を、効率的かつ適正に配置し、整備するための配置計画である長浜汚水処理計画を定め、計画的に施設の統廃合等を進めているところ（別計画では13施設の統廃合を計画）。 本県では、農業集落排水施設やコミュニティ・プラントの一部を廃止して、下水道処理に切り替えていく方針である。 この際、農業集落排水やコミュニティプラント等の終末処理施設を廃止するとともに、これまで農業集落排水やコミュニティプラントに繋がっていた管渠については、下水道につなぎ直す必要があり、元々農業集落排水やコミュニティプラントのために整備した管渠を目的外使用する必要がある。 管渠を含む汚水処理施設は農山漁村地域整備交付金や地方創生汚水処理施設整備交付金、循環型社会形成推進交付金を活用して、新設や改築更新を行っており、その使用開始から10年未経過の間に計測値は統廃合を進めようとすると、補助金の返還が発生し、計画の遂行に支障を来す場合がある。 汚水処理施設の統廃合・合理化を進める支障とならないよう、補助財産の処分に当たっては、整備、導線から10年未経過の施設であっても、補助金の返還なく、財産処分が可能となるようにするよう提案する。	汚水処理施設の広域化・共同化を進めるための、施設のスムーズな統廃合や効率的な計画の策定・遂行に資する。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について （平成20年5月27日府金第393号） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（農林水産省平成20年5月23日付付20経第385号大臣官房経理課長通知） 環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について （環境省平成20年5月15日付付環企発第080515006号）	内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省	群馬県、福島県、栃木県	－	那須塩原市、石川県、福井県、静岡県、愛媛県、今治市	○当市も現在補助金を入れて処理場の改築更新を行っており、特に農集落排水事業においては、人口減少による流入量の減少から施設の統廃合・合理化が喫緊の課題となっている。 当市は農集集落排水事業で4処理場があり、処理場の統廃合・合理化については同様の問題をかかえており、整備・更新から10年未満であっても補助金の返還なく財産処分ができるよう制度改正を要望する。 ○本市も処理場の統廃合を進めておりますが、農集と公共下水の統廃合に係る10年未経過施設の財産処分に際して、補助金返還が必要だと良われ統廃合計画に支障をきたしています。 本市として、合併により類似施設が複数あることを理由として、財産処分（報告）を行う方向で協議していましたが、合併から年月が経過していろ（10年経過、但しそれまで農集内の統合作業を実施。）、新市建設計画への記載が不十分等の理由で認められません。 現在の人口減少に伴う下水道使用料の減収見込みや施設の更新・改築経費の負担など、下水道事業を取り巻く環境を考えたとき、また下水道関係三省が積極的に、広域化・共同化を推進しているなか、弾力的かつ積極的に補助金返還の必要がない財産処分を認めるべきと考えます。 また、農集と公共の統合のように、目的は異なっていても、同様の手段を以って目的の達成を図るものについては、農水省財産処分承認基準第3条別表1の無償譲渡の要件欄（補助条件を未経過する場合は、国庫納付を要しない。）に該当するものとして、補助金返還を不要とする取り扱いを希望します。 ○当市の農集集落排水処理施設は、現在、広域化・共同化のための検討を開始しているところであるが、供用開始から日が浅い施設については、財産処分の際に国庫返納が必要だともって、広域化・共同化を断念することも一般的には考えられることから、施設のスムーズな統廃合や効率的な計画の策定・遂行に資すると思われる。 ○当市は県生活排水処理構想のもと、市生活排水処理基本構想に基づき農集集落排水某地区の公共下水道編入を進めるが予定です。当市では施設等10年経過しており編入の支障に問題ありませんが、当市と同様な施設を持つ10年経過していない地市町においても施設の統廃合・合理化を支障なく進めることは、県全体としても重要なことなので、制度改正を要望します。 ○本県でも汚水処理施設の統廃合による合理化が検討されており、施設の統廃合が行われる場合、補助金や交付金による整備施設は、財産処分の事務が予想される。規制緩和により、円滑な事業の推進及び事務負担の軽減を図りたい。	【内閣府】 地方創生整備推進交付金による汚水処理施設の整備は、予算を内閣府から各省に移し替え、各省から地方公共団体に交付し実施されるものであり、財産処分の承認手続等については、内閣府の規定ではなく、各省の規定に基づき、各省が行っているところ。 なお、地域再生法第18条では、補助金等交付財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助金等交付財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続きを簡素合理化することとし、認定地域再生計画に基づき補助金等交付財産の転用を行う場合には、地域再生計画の認定を受けたことをもって補助金等適正化法第22条の各省各庁の長の承認を受けたものとみなすこととしており、その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととしているところ。 【農林水産省】 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付付20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）第1条第3項において、「地域再生法（平成17年法律第24号）第18条の規定により農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続きを要しないものとする。」としており、この場合、10年未経過の施設であっても補助金の返還なく財産処分が可能となっている。 【国土交通省】 本件は農集集落排水施設やコミュニティ・プラントを廃止する際に補助金の返還が発生し支障を来すというもので、問題になっているのは財産処分にあたっての基準であり、該当施設の使用移管に応じて「規模法令等」に挙げられている、農林水産省や環境省から発出された通知に基づき財産処分を行う際にどのような条件を付すかということなので、国土交通省としては回答は控える。 【環境省】 「環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について」（平成20年5月15日付付環企発第080515006号）の別添第3に おいて、経過年数が10年未満の施設であっても、「市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であって、環境大臣等が適当であると個別に認めるものについては国庫納付に関する条件を付さずに承認することとしているため、これに該当すれば国庫納付をせずに財産処分することが可能と考えます。
122	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農業生産基盤整備事業（総的整備事業）の受益地に係る変更要件等の明確化	農業生産基盤整備事業（総的整備事業）について、着手から完了までの間、社会情勢の変化等を踏まえ、受益地設定を含む事業計画の柔軟かつ迅速な変更を可能とすること。 また、受益地の変更可否の判断基準（変更が認められるケースとそうでないケースの事例集の作成等）及び国との事前協議段階から土地改良法・各事業の実施要綱に基づく事業変更手続に至るまでの手順や補助金返還のルール等を明確化し、地方に示す。	農業生産基盤整備事業（総的整備事業）については、工事が長期に及ぶケースが多いが、周辺の道路環境や農業者の事情に大きな変化があっても、現行制度では柔軟な対応ができないのが実情である。 本県の県南内陸部における複数の広域団地は、当該農地への直接的な工事は行われていない総的整備事業の受益地に含まれているが、後継者不在等のために農業者・地権者が農業以外の活用を望んでいる農地や、農業を継続するよりも地理的優位性を生かして産業用地として活用した方が地域住民の生活を より豊かにすると市町村が判断する農地が存在する。 このような場合、事業途中で、相当規模以上（例えば5ha）の農地を農業以外の用に供する施設の建設を目的として受益地の変更ができるのか否か、どういった手順や補助金返還のルールがあるのかが不明瞭であり、検討に苦慮している。	受益地の変更が可能になり産業用地が創出される場合には、下記の効果が期待される。また、受益地の変更の要件が明確になることによって、新たな土地利用の検討がしやすくなる。 ①企業の生産性向上、安全・安心な生活環境の確保 ・高規格幹線道路等の道路のストック効果を最大限活用することにより、企業の時間やコストの削減 ・交通事故防止、交通渋滞の緩和、騒音や排気ガス抑制による生活環境改善 ②持続的発展の流れの創出 ・産業振興による成果を農業振興等に還元し、持続的発展に向けた好循環を創出 ③環境保全の推進や無秩序・無制限な開発の防止 ・インターチェンジや既存産業団地の周辺等への戦略的な産業集積により、山林開発や虫食い的な優良農地の開発等を防止 ④企業ニーズへのスピーディーな対応、新たな雇用創出 ・企業ニーズに対してタイムリーかつ適切なペースでの産業用地の提供が可能 ・雇用創出により若者の転出の抑制、選流の促進、農村集落の活性化	土地改良法	農林水産省	岡山県	－	仙台市、熊本市	○本市においては、提案における支障事例はない。 しかしながら、継続事業が長期に及ぶケースにおいて、社会情勢等の変化により都市計画上の施設整備計画等がでてくることも想定され、受益地の変更要件（要件、補助金返還ルール等）が示されることが望ましい。 ○本市南部の駅徒歩圏に位置する農地は、国営かんがい排水事業（営農施設応急対策事業）の受益地に設定されているが、地元では、周辺に不足する生活利便施設や職住施設設の立地を前提に市街化区域の編入について調整していた地区があり、事業受益地からの除外の上、市街化区域編入に向けた調整を行う必要がある。 「事業実施について、地権者同意なしに行われている為、地元でも事業が実施されていたことを把握しておらず、都市計画部門との調整が整った後に、事業が実施中と判明」 市街化区域編入のため、事業主体に事業受益地からの地区除外について相談しても、具体的な手順や基準、申出の時期等を具体に提示されず、地元としても対応に苦慮している状況。 事業が完了すれば、以後8年は農振除外もできなくなるため、事業実施中に対応する必要があるため、早期にその手立てを明示の上、対応に応じていただく必要がある。	事業実施期間中に、社会情勢の変化等により産業用地の必要がなど、受益地からの除外を行う場合には、受益地からの除外を要望する者が、土地改良区、市町村等との間で、土地改良施設の利用への影響等を勘案した調整を行い、その結果をもとに、事業実施主体（国、都道府県等）は当該農地を受益地から除外するために必要な手続きを行うこととしている。土地改良施設の利用への影響等を勘案した調整については、受益地から除外予定の農地の位置や農地の面積、用水配分への影響や地域の様々な事情等を勘案し、土地改良区、市町村等が判断することあることから、国が具体的な判断基準を設けることは困難である。 国営土地改良事業の事業計画変更手続については、「国営土地改良事業計画変更取扱要領」等に基づき行っており、たとえば、受益地から除外する面積が実績5%以上の減となる場合には、国が変更要件（計画変更要件）を満たし、その内容について、計画変更委員会の審査・了承を経た上で、法手続へ移行することとしている。 国営土地改良事業の計画変更の法手続上では、国が県知事、市町村長等との協議、事業参加資格者の同意徴集等の手続を行うことが土地改良法で定められている。今後、土地改良法の規定に基づく土地改良事業の計画変更手続について、フローチャートを作成し当省ホームページで掲載すること を検討する。 一方で、実績5%未満の場合には、受益地からの除外に関して国との協議を行う必要はなく、受益地からの除外を要望する者と土地改良区、市町村等との間で調整が整えば、受益地からの除外が可能である。この場合、土地改良区、市町村等が事業実施主体である国に受益地の除外の調整結果について報告を行い、事業実施主体である国が事業対象施設の規模等への影響を確認しつつ、除外を前提として事業を進めることとしている。 補助金返還の要否については、更新事業実施中に受益地からの除外を行う場合、たとえばSha程度の規模であれば、通常、更新事業の対象とする施設の規模に影響がないことから、一般的には、補助金返還を要さない。
154	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生道整備推進交付金交付における交付金交付決定前の着手に関する規定を設けること。	地方創生道整備推進交付金交付要綱において、「交付金交付決定前の着手」に関する規定を設けること。	地方創生道整備推進交付金の林道事業については、国の予算成立後、交付担当省庁から内示額の通知を受け（4月頃）、交付担当省庁に交付申請書を提出（4月頃）することとなっているが、国からの県への交付決定が毎年6月下旬であるため、市町村における工事着手は7月下旬から8月上旬となっている。 本県の山林部においては、冬季は積雪により工事が制限されることもあり、可能な限り早期発注、早期の工事着手が出来れば、繰越工事の縮減につながる。 また、上記のとおり、現行のスケジュールだと、夏季に発注が集中し、入札不調となるケースも散見される。 なお、農山漁村地域整備交付金では、交付金交付決定前の着手（早期着手）が可能となっており、同様の対応を認めていただきたい。	4月中の事業着手（起工）が可能となり、早期発注が可能となるので、繰越工事の縮減につながる。また、夏季への発注の集中が緩和されるので、発注の平準化につながる。	地方創生道整備推進交付金要綱、地方創生道整備推進交付金要領	内閣府、農林水産省	長野県	－	姫川市、宮城県、ひたちなか市、栃木県、川崎市、新潟県、石川県、山県市、静岡県、長取県、島根県、徳島県、高知県	○当県でも同様の状況。積雪期に入る12月上旬には、工事が困難となることから、できるだけ早く工事が着手出来れば、繰越工事の縮減につながるものと期待できる。また、早期発注により発注時期の平準化を図ることが可能となり、現場作業員の手配や建設資材の確保についても、有利になるものと考えられる。交付決定前着手が可能な農山漁村地域整備交付金では、H30年度の状況では、交付決定前着手の国への届け出が4/20で、実際の工事発注は5月中旬から行っている。 ○本県の山林部においても、冬季は積雪により工事が制限されるため、早期発注が可能となるよう、現行制度を見直してほしい。 ○地方創生関係交付金は、地方が地域の特性を踏まえ、自主性・独自性を最大限に発揮して活用できるよう、地方の意見を聞き、より自由度の高い活用しやすい制度とすべきと考える。 ○地方創生道整備推進交付金については交付決定後の差手となるため、発注時期が遅くなっている。H29年度の場合、交付決定は6月上旬であったが、工事着手は7月下旬以降となっている状況である。本県山間部においても、積雪により冬季の施工は困難であり、早期発注、早期完成（効果発現）のためにも、交付決定前着手制度の創設をお願いしたい。 ○本市においては、昨年度途中に推進交付金の交付申請を行い、交付決定を受けた事業があったが、交付申請後すぐに事業着手（事業用資産の購入）が出来る体制が整っていたものの、交付決定を待ってからの着手となったため、結果的に事業のスタートが遅れ、事業実施期間が短くなった経緯がある。事業によっては、早期着手することによって、より高い事業効果が得られるケースもあると思われるため、提案に賛同する。 ○地方創生道整備推進交付金の林道事業については、国の予算成立後、交付担当省庁から内示額の通知を受け、交付担当省庁に交付申請書を提出することとなっているが、国からの県への交付決定が毎年5月下旬から6月上旬であるため、県や市町村における工事着手は7月から8月となっている。本県の一部の山間部においても、冬季は積雪により工事が制限されることもあり、早期発注、早期の工事着手が可能になれば、繰越工事の縮減や発注の平準化にも繋がることから、農山漁村地域整備交付金同様、交付金交付決定前の着手が可能となるよう認めていただきたい。 ○既に4月中の事業着手が可能となるため、早期発注による繰越工事の縮減や発注の平準化につながる。また、林道事業を例に挙げると、主伐・間伐による木材搬出作業が、秋期から冬期にかけて本格化するため、林道の開設に合わせた計画的かつ効率的な森林施業が可能となり、林業の成長産業化を通じた中山間地域の活性化や地方創生につながるものと考える。 ○当県も平成28年度地方創生道整備交付金の林道事業において、国から県への交付決定時期が9月となったため、市町村において工事着手時期が10月以降にずれ込んだ。その結果、複数件の繰り越しとなり、同様なことが県営事業でも起きている。平成29年度以降は6月の交付決定となっているが、事業量によっては年度内完成が難しくなっており、早期発注早期施工を目指すためにも除令前着手制度の規定を設けるよう要望する。 ○新規事業及び事業内容に変更のある継続事業については、交付決定後の事業着手となるため、年度当初から実施するためには別事業を予算措置し、委託契約を別々に行うなど事業実施に支障がある状況である。 ○本県においても、林道事業を必要としている山岳地域では、工事実施にあたって、積雪により工事実施が困難となり、繰越工事が発生している状況にある。 農山漁村地域整備交付金では、交付金交付決定前の着手（早期着手）が可能となっており、同様の対応を認めていただけると、早期発注、早期の工事着手が可能となり、繰越工事の縮減につながるため、本県においても同様の対応を求めたい。 ○地方創生道整備推進交付金の林道事業については、国の予算成立後、交付担当省庁から内示額の通知を受け（4月上旬）、交付担当省庁に交付申請書を提出（4月上旬）することとなっているが、国からの県への交付決定が毎年5月中旬であるため、県、市町村における工事着手は7月上旬以降となっている。交付金交付決定前の差手は、標準工期を踏まえた早期の工事着手と、繰越工事の縮減につながる。なお、農山漁村地域整備交付金では、交付金交付決定前の着手（早期着手）が可能となっており、同様の対応を認めていただきたい。	【内閣府】 道の整備を含めた地方創生整備推進交付金の交付事務に関しては、制度を所管する内閣府から交付担当省庁である国土交通省、農林水産省及び環境省に当該予算年度の前年度末に予算の移し替えを行った後、各交付省庁の責任において、地方公共団体への交付手続きが行われることから、林野庁所管の林道事業において交付決定前の事業着手が必要とのことであれば、まずは、事業の執行管理の実情を把握している林野庁において、その可否を判断していただくべきと考えております。 制度を所管する内閣府としては、交付事務に係る対応については直接の可否を判断する立場にはないものの、地方分権を推進する立場から、地方からの提案をいかにして実現するかという姿勢を基本に、関係する交付省庁との協議・調整に努めてまいりたい。 【農林水産省】 地方創生道整備推進交付金の経理事務手続きについては、申請書類の不備等への対応に一定の時間を要するものの、事業効果の早期発現の観点から、交付申請後の速やかな交付決定に努めている。 ご提案については、地方創生道整備推進交付金の林道事業において「交付金交付決定前の着手」が実施できるよう、制度を所管する内閣府と相談しながら検討してまいりたい。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
119	（農林水産省）「「地域再生法第18条の規定により農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しないものとする。」としており、この場合、10年未経過の施設であっても補助金の返還など財産処分が可能となっていると」とありますが、地域再生計画に認定された地方創生汚水処理施設整備交付金を活用し整備や補修をした農業集落排水処理舎が含まれる場合は、新たに統廃合に係る地域再生計画を作成し認定を受けなくても、農水省財産処分承認基準第15条第8項に該当するか明確化していただきたい。 また、（環境省）「経過年数が10年未満の施設であっても、「市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していると判断の下に行う財産処分であって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの」については国庫納付に関する条件を付さずに承認することとしているため、これに該当すれば国庫納付をせずに財産処分することが可能」とありますが、環境大臣等が適当と個別に認めるものに、本提案のような人口減少社会を見据えた効率化を前提にした汚水処理施設の統廃合が含まれるか明確化していただきたい。	－	－	－	【全国知事会】 所管府省から現行制度により対応可能という趣旨の回答があったが、提案団体が求めている事例につき、財産処分が認められることについて明確化し、地方公共団体に周知を図るべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		【内閣府、国土交通省】 第1次回答と同様に、農林水産省、環境省から発出された通知に関することであるため、当府省としての回答は控える。 【農林水産省】 地域再生法第18条には、「認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき第五条第四項第十三号に規定する事業を行う場合においては、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。」とある。 地域再生法による認定地域再生計画に基づかない事業については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産処分等の承認基準について」第15条第8項に該当しない。 【環境省】 提案団体の案件は全て設置後10年を超えているとのことであるため、「環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について」（平成20年5月15日付付環企発第080515006号）の別添第2に基づき、包括承認により財産処分が可能です。	－
122	農林水産省第1次回答は、事業実施中であっても、国営土地改良事業で受益地除外面積が累積5%以上の場合を除いて、市町村等で調整が整えば、地方の判断で受益地を変更できることを明言するものであり、本提案に沿ったものとしていただき感謝する。 ただ、本件回答の趣旨を関係機関に徹底することで、受益地除外の必要が生じた場合に、混乱や誤解がが円滑に手続きが進むよう、地方農政局を通じて市町村等に文書をもって周知いただくことが必要である。 その上で、農業土地改良事業における累積5%未満の受益地について、何ら要件はなく地方の判断で除外できるものと理解したが、仮に国による市町村等からの報告内容の確認の結果、除外できない場合があるならば、どのような場合か明確にしていただく必要がある。また、土地改良事業の計画変更手続について農林水産省ホームページに掲載することを検討するとのことであるが、市町村等での検討や国の土地改良事業の推進に支障をきたすことのないよう、法手続を伴わない5%未満のケースも含めて、補助金返還の要否確認や市町村等の調整結果に係る関への報告などのタイミングを明示した一連の手続・手順のモデルフローチャートを併せてお示しいただきたい。	－	【仙台市】 「受益地からの除外を行う場合には、受益地からの除外を要望する者が、土地改良区、市町村等との間で、土地改良施設の利用への影響等を勘案した調整を行い、その結果をもとに、事業実施主体（国、都道府県等）は当該農地を受益地から除外するための必要な手続を行うこと」について、改良区や市町村等との間での調整における、その段取りや様式、フロー等について不明瞭な点が多いことから、ガイドラインの作成やHPへの掲載等を通じ、必要な手続きや関係機関との調整方法を明確にしていただきたい。 また、累積5%未満である場合、「受益地からの除外を要望する者と土地改良区、市町村等との間で調整が整えば、受益地からの除外が可能である。」という回答部分について、「要望者」「土地改良区」「市町村等」の間において、受益地から除外することについて了承を得られれば、事業実施主体である国の同意や手続きは不要という解釈で構わないか明示いただきたい。 「受益地からの除外」について、何を以って受益地から除外された状態として認められるか明示いただきたい。例えば、土地改良事業計画の変更を伴う場合は、「土地改良事業計画変更の決定公告を以って」、土地改良事業計画の変更を伴わない場合は、「土地改良区からの地区除外申請書を提出の上、決済金の支払いが完了したことを以って」等、具体的に明示いただきたい。	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	○ 第一次回答のとおり、国営事業実施中の受益地変更（5%未満）に当たっては、基本的に国から示す要件等はなく、土地改良区、市町村等との間で調整が整えば、地方の判断で柔軟に変更することが可能であることについて明確にし、地方に分かりやすい形で周知すべきではないか。 ○ 国営事業の受益地を変更する場合、その面積が累積5%未満か、5%以上かによって要する手続きが大きく異なり、また地方から変更を申し出ることの可否、その場合の調整や手続きについても明らかではない部分があるため、5%未満、5%以上とそれぞれの場合について、一連の手続きの全体像を地方に分かりやすい形で周知すべきではないか。 ○ 受益地変更について、これまで実施した事例、変更できない場合として想定されるケース、変更に当たって留意すべき事項、変更に係る期間や補助金返還の考え方等について、地方に分かりやすい形で周知すべきではないか。	第1次回答の内容及び以下について、通知を発出し、関係機関に周知を図ることを検討する。 ① 国営事業実施中の受益地変更にあたっては、市町村・土地改良区等は、当該農地の位置やその面積、用水配分への影響を勘案したうえで、調整が整った場合には、遅滞なく当該農地を受益地から除外する旨を国に報告し、国はその報告を受けたことをもって、当該農地を受益地から除外したものと整理する。 ② 受益地からの除外手続に関する手順及び事業計画の変更手続の手順や目安となる期間について、フローチャートを提示する。 ③ 補助金返還にあたっては、事業実施中の場合においても、受益地の除外がなされる場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」や、「土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について」等の通知に基づき対応する。なお、事業実施においては、受益地からのまとまった面積の除外により、改修後の施設の利用が見込まれなくなるなど、補助金等の交付目的が達成できなくなる場合には、補助金返還が生じることとなるので、補助金等の交付目的の達成に影響が生じないよう留意されたい。 また、土地改良区や市町村等との間における必要な手続や調整方法については、それぞれの土地改良区や市町村等の求める手順等に沿って適切に対応されたい。	6[農林水産省] (2)土地改良法（昭24法195） 土地改良事業実施中の受益地の変更については、要件や手続等の明確化を図るため、以下に掲げる事項について、関係団体等に2018年中に周知する。 ・受益地からの除外手続に関する手順及びそれに要する期間の目安 ・国営事業実施中の受益地の変更に当たっては、受益地からの除外を要望する者と市町村、土地改良区等との間で調整を行い、その調整が完了した場合には、遅滞なく当該農地を受益地から除外する旨を国に報告し、国はその報告を受けたことをもって当該農地を受益地から除外したものと整理すること。 ・補助金返還を要する場合に係る考え方 [措置済み（平成30年10月24日付付農林水産省農村振興局整備部長通知）]
154	平成30年度については交付決定が5月下旬だったため、例年に比べて早期の工事着手が可能となった。しかし、「交付金交付決定前の着手」が可能となれば、より早期の事業執行ができ、繰越の縮減にも直結することから、制度として確立するよう検討をお願いしたい。	－	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		【内閣府】 まずは、交付省庁である林野庁において、可能な限り速やかな交付決定がなされるよう、要請してまいりたい。 そのうえで、ご提案の「交付決定前の着手」については、どのような対応が可能かまずは交付省庁である林野庁において検討いただくよう要請してまいりたい。 【農林水産省】 ご提案の地方創生道整備推進交付金の林道事業における「交付金交付決定前の着手」が実現できるよう、制度を所管する内閣府に要請してまいりたい。	6[農林水産省] (12)地方創生道整備推進交付金 林道に係る事業に対する地方創生道整備推進交付金の交付については、やむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前の着手を可能とし、2018年度中に必要な措置を講ずる。 （関係府省：内閣府）

農林水産省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
181	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止	農地中間管理機構は農地中間管理事業に係る業務の一部を他の者に委託しようとするとき は、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないとされているが、(ⅰ)農地管理(草刈り、突発的な水路の補修、稲刈り・田植え等)、(ⅱ)意及受発(チラシ・図面作成、シンポジウム開催等)の「単純な業務」に限り知事承認を不要とする。 なお、農用地等の貸付・借受申込の受付や申請書類の内容確認等、「単純な業務」と認められがたいものや恣意性の排除が必要な業務については従前のとおり知事承認を要することとする。	【制度概要】 農地中間管理機構は、法令に定める下記業務について他の者に委託してはならない。また、これを除く業務の一部を他の者に委託しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けると必要がある。(法第22条) (委託が禁止される業務) 1 農用地利用配分計画の決定 2 農地中間管理機構の取得の決定 3 農用地等について借受を希望する者の募集及びその結果の公表 4 農地中間管理機構を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務 5 事業計画、収支予算、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の作成 【支障事例】 (1)突発事案への対応の遅れ 業務委託に係る知事承認手続きには最大2週間程度要することから、風水害等に伴う突発的な水路の補修など、迅速に対応すべき業務への着手が遅れることで被害が拡大する恐れがある。 (2)事務負担の増大 国・県の一体的な農地中間管理事業の推進により、今後、機構の借受農地面積の拡大が見込まれる中で、申請・承認に係る事務(書類作成・審査など)が増加することが予想される。	本件提案の実現により、下記の効果が見込まれる。 (1)突発事案への迅速な対応 風水害等に伴う突発的な水路の補修などを迅速に行うことが可能となるため、借受農地や周辺農地における被害を最小限に抑えることができる。 これにより借受農地の良好な営農環境の維持が図られ、借り手の借受意欲向上につながる。 (2)事務負担の軽減 申請・承認に係る事務(書類作成・審査など)が減少するため、行政の効率化が図られる。 (参考)過年度委託実績 平成29年度・・・5回(草刈り:4回、チラシ印刷:1回) 平成28年度・・・1回(チラシ印刷:1回)	・農地中間管理事業の推進に関する法律第22条 ・農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第17条	農林水産省	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県	－	福島県、長野県、香川県	○農地中間管理機構が行う単純な業務の委託については、本県においても、平成29年度、下記のとおりの実績であり、申請・承認に係る事務(書類作成・審査)も負担となっている。今後、機構の借受農地面積の拡大が見込まれる中で、申請・承認に係る事務が増加することが予想され、業務の効率化を図る上で、本県においても、単純な業務の委託に係る知事承認の廃止を要望する。 (参考)平成29年度委託実績 被覆期間中の作業委託・・・13回 草刈り・耕起作業委託・・・・8回 市町への事務委託・・・・・・・・1回	農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の簡雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。
219	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化	被災農地等の災害復旧事業のために申請する補助金の申請書類が煩雑であるため。 ①補助計画書上には、補助対象経費のみを記載すること。 ②複数年度にまたがる事業については、最終年度の事業費は総事業費から前年度までの事業費の差し引きによって算出すること。 ③より記載しやすく、間違いが起きにくいレイアウトへ変更すること。(別紙参照) 以上の3点について様式の簡素化を提案するもの。	被災農地等の災害復旧事業では、各自治体で補助金の申請を行う際に、農林水産省が指定した「補助計画書」を作成する必要がある。この補助計画書の様式は非常に複雑であるとに、数値を記載するための取り決めが多く、資料の作成に苦慮している。 例えば、同資料を作成するとで、復旧事業に必要な工事費(補助対象事業費)の他に、工事費に応じて算出する工事雑費(補助対象外経費)を記載する必要があるが、本工事に先駆けて応急工事を行った場合については、応急工事における工事費と工事雑費、本工事における工事費をすべて合算し工事費として記載しなければならず、工事費(補助対象事業費)に応じて補助がある中で、一部工事雑費(補助対象外経費)が含まれることとなり、本来の補助対象事業費の算定に苦慮している。 また、年度を跨いで補助金事務を行うものについては、事業費を年度毎に算出して、その総計を総事業費として算出しなければならないため、総額として算出した額と差が生じるなど、チェックや算定に手間が生じている。 実際に各市町村で内容の誤りが頻発しており、本市でもミスが無いようにするため、資料の作成や内容の確認に相当な時間を要している。	補助金申請に添付する補助計画書の様式の簡素化及び数値を入力する際の取り決めの見直しを行うことにより、補助金申請事務の迅速化・行政事務の効率化が図れることから、住民サービスの向上に繋がる。	○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条 ○（同法律）施行規則第7条 ○農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件(告示 改正 平成12年3月30日農林水産省告示第448号)の「5. 災害復旧事業補助計画書」	農林水産省	熊本市	【別紙】補助計画書の改善点(農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化).xlsx	ひたちなか市、稲井市、豊田市、宮崎市、岡山市、愛媛県、大村市、宮崎市	○当地域は大地震の発生が想定されていることや、近年のゲリラ豪雨により農地等災害が増加している。職員数が減少する中、大災害時には多数の案件を実施していかなければならない。迅速な災害復旧のため、補助金申請事務の簡素化を要望する。 ○災害復旧事業を実施する場合、被害の状況によっては一刻も早く復旧を求められる中での申請書作成作業となるため、様式の簡素化及び数値を入力する際の取決めの見直しは、事務の効率化と一刻も早い復旧を図ることが可能となるため必要である。 ○実施設計が出来ていない段階で繰越額を確定する必要があり、その調整に苦慮しています。また、実施設計書作成時、及び入札実施時に複数変更申請する必要があります。手続きのには簡素な手続きではありますが、災害件数が多いと煩雑な作業となり、時間を要しております。 ○①補助計画書は、補助対象外経費の工事雑費及び事務雑費も記載しているが、補助対象経費の工事費のみとすることで事務の簡素化が図れる。 ②現在も、複数年度にまたがる事業については、最終年度の事業費は総事業費から前年度までの事業費の差し引きによって算出している。なお、総事業費と年度毎の事業費算出計に差異が生じる場合は、差金で調整している。	農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件(昭和43年10月1日農林省告示第1487号)の5. に定めている「災害復旧事業補助計画書」の様式の簡素化について検討を行う。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
181	農地中間管理機構が行う事業は、年度当初の事業計画の承認において、予算や事業内容についての承認がなされていることから、事業計画にある農地管理や普及啓発などの「単純な業務」の委託においては、改めて知事が承認する必要はないと考えている。 貴省においては、法律の施行後5年を目途として農地中間管理事業に関する見直し等の検討がされる、機構事業の手続の煩雑さの解消などについても総合的に検討されることから、より効率的な農地中間管理事業の推進が図れ、かつ申請者及び行政の両者の負担軽減となるよう、法律の施行後5年に当たる平成30年度中に見直しをお願いしたい。	－	【福島県】 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年後を目処とした総合的な検討にあたっては、今回の提案を十分勘案するよう要望する。	－	【全国知事会】 農地中間管理事業については、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすい環境整備を一層進めること。 【全国市長会】 手続の簡素化に向け、対応を求める。	【総論】 ○「機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討する」とのことであるが、配分計画の都道府県知事認可、当該認可における縦覧制度、利用権の存続期間延長、単純な業務委託の知事承認についても提案団体の支障を解消する方向で検討いただきたい。 【1】農用地利用集積計画・配分計画の作成事務の簡素化・迅速化 ○　配分計画の都道府県知事認可については、機構、都道府県及び市町村における計画策定事務に係る一連の手続を簡素化・迅速化する観点から、市町村単位で完結する仕組みへと見直す方向で検討いただきたい。 ○　配分計画の都道府県知事認可に係る縦覧制度については、実態として、提案団体においてこれまで意見提出の実績がなく、計画策定前段階で関係者間での意見調整が行われていることなどを踏まえ、縦覧を廃止する方向で検討いただきたい。 【2】利用権の存続期間延長手続きの緩和 ○　利用権の存続期間を単に延長するだけの場合（契約期間以外の内容が既契約と全く同一であり、当事者間で合意がとれている場合）には、周辺の土地利用が現状から変更されるものではないことから、安定的な土地利用を促進するためにも、存続期間の延長に係る手続を別に設けるなど、集積計画及び配分計画の撤回・再作成・認可・公告等の事務を不要とする見直しを行うべきではないか。 ○　機構関連事業の対象とする農用地については、あらかじめ当該事業が行われ得ることについて所有者に説明が行われていることを理由に、改正土地改良法の施行後に機構が農地中間管理権を取得した農用地のみとされているところ、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地について、機構関連事業を実施しようとする場合には、集積計画の撤回・再作成等により、農地中間管理権の再取得を行う必要があるとされている。 　機構関連事業の実施に係る手続を緩和する観点から、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地についても、所有者の合意を得た場合等には、機構関連事業の対象とする方向で制度を見直すべきではないか。 【3】農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止 ○　農地中間管理事業の実施に当たって求められる公正性を担保するために業務委託に係る知事承認制度が設けられているとしても、農地管理や普及啓発などの単純な内容の委託業務についてまで知事承認を求める必要はないのではないか。	【総論】 ○　農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 【1】について ○　今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 ○　今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 【2】について ○　配分計画の単純延長は、農地の集約化の機会を逃すおそれがあり、これを推進することは望ましくないと考えるが、他方、手続の簡素化は重要であるため、これらのバランスを取りながら検討していく。 ○　今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 【3】について ○　今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。	6【農林水産省】 （7）農業経営基盤強化促進法（昭55法65）及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平25法101） （iii）農地中間管理機構が行う単純な業務に係る委託については、都道府県知事の事前承認（同法22条2項）を不要とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
219	様式の簡素化について検討いただけることに感謝する。 災害時の迅速な補助金申請事務を可能にするためにも、簡素化が実現する方向で検討をお願いしたい。 また、簡素化されることとなった際には、その具体的内容についてご教示いただきたい。	－	－	－	【全国知事会】 大規模・広域・複合災害への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化など、必要な見直しを行うこと。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件（昭和43年10月1日農林省告示第1487号）の5．に定めている「災害復旧事業補助計画書」の作成にあたっては、補助対象外経費の記載を要しないこととし、平成30年度中に様式の改正を行う。	6【農林水産省】 （4）農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭25法169） （ⅰ）農地及び農業用施設に係る災害復旧事業補助計画書（施行規則7条）の様式については、補助対象外経費の記載を要しないこととし、2018年度中に告示を改正する。

農林水産省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
227	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地中間管理事業における各種事務簡素化	（1）農用地利用配分計画の縦覧廃止 都道府県知事は、農地中間管理機構から農用地利用配分計画について認可申請があった時は、その旨を公告し、同計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならないが、当該縦覧を廃止する。 （2）農用地利用配分計画の知事認可廃止 （1）記載のとおり、機構に配分計画について都道府県知事の認可を受けなければならないが、基盤強化法と同様、市町村公告で認められることとし、当該認可を廃止する。	（1）農用地利用配分計画の縦覧廃止 （2）農用地利用配分計画の知事認可廃止 【現行制度】 農地中間管理機構は農地中間管理権を有する農用地等について賃借権等の設定又は移転をそれおうとするときは、農用地利用配分計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。 都道府県知事は、上記認可の申請があったときはその旨公告し、配分計画を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。（農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項、第3項） 【支障事例】 ・事務手続きに長期間を要する。 （機構による借入れから借り手への貸付けまで約4か月要している） ・都道府県や市町村に過重な事務負担が生じている。 ・手続きが煩雑で、農業者等が農地中間管理事業の活用を敬遠している。	【制度改正による効果】 （1）農用地利用配分計画の縦覧廃止 （2）農用地利用配分計画の知事認可廃止 ・手続きに要する期間の短縮 ・都道府県や市町村の事務負担軽減 ・農地中間管理事業の利用促進 【参考】 （全般） ・国は、機構法附則第2条の規定に基づく法施行後5年後（平成31年3月）を目途に見直すこととしており、左記課題についても認識していると思われる。 ・四核に農地貸借が可能となる農業経営基盤強化促進法と比較しても、効率的に農地集積できる点や、公的機関が介在することにより安心かつ長期的な営農環境を整備できる点において優位性がある。 （1）農用地利用配分計画の縦覧廃止 ※栃木県において過年度の縦覧実績は0人（H26年度（事業開始時）～H29年度） （2）農用地利用配分計画の知事認可廃止 ※栃木県において過年度の不認可決定は0件 また「転貸先として不適切と思われる者を借受人としている」など、機構法に定める認可要件を満たさないような重大な計画不備は見られなかった。	・農地中間管理事業の推進に関する法律第18条、第19条	農林水産省	栃木県、新潟県	－	福島県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、静岡県、島田市、広島県、山口県、徳島県、高知県、熊本県、大村市、沖縄県	○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続に長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。 ○（1）、（2）農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤法に基づく市町村長の利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心にした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間を要している。 　そのため、担い手農家からは、農地法、基盤強化法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。 　本県としても、農地の出し手と担い手のマッチングが想いただいし、速やかに担い手に農地を集積できるよう、国が示す手続き期間短縮化の例を参考に、事務の迅速化を図ってきたところであるが、更なる迅速化のために、農用地利用配分計画の縦覧を廃止又は縦覧期間を短縮したいが、決定で2週間と期間が定められているため見直しができない。 　なお、市町村農業委員会が農地配分計画案を作成する際に、当該地域の担い手を優先するなど配慮をしているため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき利害関係者から意見が提出されることは、実態としてなく、農用地利用配分計画の縦覧の必要性は低いと考える。 ○基盤法では、市町村の公告により所有者から耕作者への貸付が確定するが、農地中間管理事業では、市町村の公告で所有者から機構への貸付が確定し、県の公告で農地中間管理機構（以下「機構」）から耕作者への貸付が確定するという流れになっている。 　こうした流れが、農業者に手続が煩雑で時間がかかるといった印象を与え、かつ、農用地利用状況報告の面倒さとあいまって、農地中間管理事業の活用を敬遠させてしまう一因となっている。 　人為的なミスによって、県公告が遅延することで、機構集積協力金の要件を欠くという事態も起こりうる。 　知事認可の縦覧廃止だけでは、本事業の敬遠は解消しないと思われるため、基盤法と同様、市町村の認可公告のみで転貸まで完了するしくみが必要と考える。 　機構への貸付面積が増加しない、または、面的なまとまりを欠くような状態だと、機構が持つ農地の再配分機能を十分に発揮できない。農地中間管理事業の推進に関する法律の目的を実現するためには、本提案がある措置が必要である ○（1）農地中間管理事業を行うには、①農地を貸したい人と農地中間管理機構とで基盤強化法等による手続き、②機構と農地を借りたい人とで農地中間管理法による手続きの2つの手続きが必要となり、多くの手間と時間を要している。 　（2）配分計画を定めるにあたって、貸したい人と機構との間では市町村が手　続きを行い、機構と借りたい人との間では機構が手続きを行うこととなり、市町　村と機構とでスケジュールや内容について連絡調整などに手間がかかっていると考えられることから、円滑に取り組むためには、市町村にワンストップ窓口を設置し手続きの簡素　化を図ることが望ましい。 ○事務手続きが煩雑であるので簡素化を要望するとともに、担い手へ早期に農地の賃借権等の設定を行うために縦覧の廃止または期間短縮は必要と思われる。 ○（1）、（2）本県でも提案内容と同じ支障事例あり。 　現行制度では、ある程度転貸先が決まっている案件でも県による配分計画の縦覧を経た後に認可する必要があるため、転貸後に敬遠される品目によってはその敬遠の遠因を造する。 【制度改正にかかる課題】 　縦覧期間を廃止した場合、計画認可後の利害関係人からの申し出に対するマニュアルなど利害調整の仕組みを明確にする必要がある。 ○事務手続きに長期間を要する。 　都道府県や市町村に過重な事務負担が生じている。 　手続きが煩雑で、農業者等が農地中間管理事業の活用を敬遠している。 ○農地中間管理事業については、事務手続きの簡略化が自治体の負担増及び事業推進の妨げとなっているが、配分計画を市町村公告とすることは、都道府県の事務負担を軽減し、市町村への事務負担を転嫁するものであり、この提案は認められない。 ○権利移転の手続期間の目安として、農業経営基盤強化促進法が約2か月なのに対し、農地中間管理事業法は約4か月を要する。 　契約時及び契約内容変更時の手続が農業者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所窓口で生じている。 ○農地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告や縦覧については、事務が煩雑で多くの時間と労力を要しており、農業者にとっても活用の妨げとなっていることから、事業をより一層推進していくと思、本県においても、（1）の農用地利用配分計画の縦覧廃止を要望する。（なお、本県においても、平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。）。 　基本方針の策定や事業推移の認可を行う県において、農用地利用配分計画がその内容に沿ったものになっているかを確認し、適正化を担保するという事業の趣旨に鑑み、 （2）の農用地利用配分計画の知事認可の廃止については、事業の根幹に係る部分の改正となることから、慎重な判断が必要と考える。 ○提案と同様の支障事例が本県でも発生（約25,000筆分（4カ年累計）の認可公告事務が発生）していることから、事務の簡素化と手続期間短縮などの制度改正が必要。 　縦覧中に意見書が提出された事例無し。 　市町村の事務負担増にならないような改善が必要。 ○農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律）による賃借権の設定の場合、農地利用集積計画に基づく農地中間管理機構による中間管理権の設定、農用地利用配分計画に基づく担い手への賃借権の設定が必要となっている。 　そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であることや手続きに要する期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっていると考える。 　今後、農地中間管理事業を活用した担い手への農用地の集積を円滑に推進するためには手続きの簡素化が必要であり、農用地利用配分計画の縦覧の廃止や知事の認可に係る縦覧期間（2週間）が短縮又は廃止されれば事業の利用向上につながると考えている。 　なお、これまでに縦覧期間中に利害関係者からの意見書が提出されたことはない。 ○農地中間管理事業による農地貸借は、農地集積から農地配分まで8週間程度期間を要することから、権利設定を急いでいる農業者からは敬遠される傾向にある。 ○本県では、農地中間管理事業による貸付の手続きは、農地法や基盤法に比べて3週間程度長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。 　市町村が配分計画案を作成する段階から、機構、農業委員会や利害関係者と十分な調整をしていることから、平成26年度以来、配分計画の縦覧において意見書の提出は一度もない。 ○本県においても平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もなく、農地の借受者の利便性を図るためにも、提案に賛同する。	農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の簡略化などについて総合的に検討することとしている。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
227	提案の趣旨を踏まえ、利用者、地方自治体にとって使いやすい制度となるよう検討を進めていただきたい。	－	【群馬県】 配分計画案を作成する際の地域における事前調整の結果、縦覧期間中に利害関係者から意見が提出されることがない実態を踏まえ、5年後見直しに伴う法改正により縦覧を廃止し、農地中間管理事業における事務手続きの迅速化と、都道府県の事務負担の軽減を図っていただきたい。 【福島県】 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年後を目処とした総合的な検討にあたっては、今回の提案を十分勘案するよう要望する。	－	【全国知事会】 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。 また、まちづくり・土地利用規制等の地域の空間管理に関する事務について市への移譲を進めることとするとの地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ、都道府県の農用地利用配分計画に対する認可権限の移譲については、提案団体の提案に従って積極的な検討を求める。 なお、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすい環境整備を一層進めること。 【全国市長会】 手続の簡素化に向け、対応を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	【総論】 ○「機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討する」とのことであるが、配分計画の都道府県知事認可、当該認可における縦覧制度、利用権の存続期間延長、単純な業務委託の知事承認についても提案団体の支障を解消する方向で検討いただきたい。 【1】農用地利用集積計画・配分計画の作成事務の簡素化・迅速化 ○ 配分計画の都道府県知事認可については、機構、都道府県及び市町村における計画策定事務に係る一連の手続を簡素化・迅速化する観点から、市町村単位で完結する仕組みへと見直す方向で検討いただきたい。 ○ 配分計画の都道府県知事認可に係る縦覧制度については、実態として、提案団体においてこれまで意見提出の実績がなく、計画策定前段階で関係者間での意見調整が行われていることなどを踏まえ、縦覧を廃止する方向で検討いただきたい。 【2】利用権の存続期間延長手続きの緩和 ○ 利用権の存続期間を単に延長するだけの場合（契約期間以外の内容が既契約と全く同一であり、当事者間で合意がとれている場合）には、周辺の土地利用が現状から変更されるものではないことから、安定的な土地利用を促進するためにも、存続期間の延長に係る手続を別に設けるなど、集積計画及び配分計画の撤回・再作成・認可・公告等の事務を不要とする見直しを行うべきではないか。 ○ 機構関連事業の対象とする農用地については、あらかじめ当該事業が行われ得ることについて所有者に説明が行われていることを理由に、改正土地改良法の施行後に機構が農地中間管理権を取得した農用地のみとされているところ、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地について、機構関連事業を実施しようとする場合には、集積計画の撤回・再作成等により、農地中間管理権の再取得を行う必要があるとされている。 機構関連事業の実施に係る手続を緩和する観点から、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地についても、所有者の合意を得た場合等には、機構関連事業の対象とする方向で制度を見直すべきではないか。 【3】農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止 ○ 農地中間管理事業の実施に当たって求められる公正性を担保するために業務委託に係る知事承認制度が設けられているとしても、農地管理や普及啓発などの単純な内容の委託業務についてまで知事承認を求める必要はないのではないか。	【総論】 ○ 農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 【1】について ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 【2】について ○ 配分計画の単純延長は、農地の集約化の機会を逃すおそれがあり、これを推進することは望ましくないと考えるが、他方、手続の簡素化は重要であるため、これらのバランスを取りながら検討していく。 ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 【3】について ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。	6【農林水産省】 （7）農業経営基盤強化促進法（昭55法65）及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平25法101） （ⅰ）農用地利用配分計画の案の縦覧（農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項）については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （ⅳ）農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

農林水産省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
284	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農用地利用配分計画の知事認可における縦覧制度の廃止	農地中間管理事業による農用地等の賃借権の設定については、農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画（以下「配分計画」という）の2つの計画作成が必要となり、公告縦覧の期間もあるため、農業者などから手続きが煩雑であるとの声が寄せられている。 農地中間管理事業の手続きの簡雑さを軽減するため、配分計画の知事認可における縦覧制度を廃止するよう求めるもの。	農用地の権利移動に係る関係法令には、農地中間管理事業の推進に関する法律、農地法、農業経営基盤強化促進法がある。 農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律）による農用地等の賃借権の設定については、農業経営基盤強化促進法や農地法に比べて手続きが簡雑であり、農業者などから事務改善や営農に支障を来しているとの声が寄せられており、農地中間管理事業の推進を妨げる要因の一つとなっている。 また、現行制度上でも、配分計画案については、市町農業委員会の意見等を確認しており、地域の農業者などの利害関係者と調整を図ることができているため、縦覧制度を廃止しても特段の支障はないものと考える。 なお、大分県では、農地中間管理事業が創設されて以降、縦覧期間中に利害関係者から意見書が提出されたことはない。	縦覧の廃止によって利用権設定までの期間が2週間程度短縮されることで、農業者などの適切な営農に資するとともに、農地中間管理事業の利用向上が期待される。	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条	農林水産省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案（事務局:大分県）	岩手県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、島根県、香日市市、広島県、徳島県、香川県、高知県、大村市	○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続に長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。 ○農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤法に基づく市町村長の利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心にした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間を要している。 そのため、担い手農家からは、農地法、基盤強化法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。 本県としても、農地の出し手と担い手のマッチングが整いだい、速やかに担い手に農地を集積できるよう、国が示す手続き期間短縮化の例を参考に、事務の迅速化を図ってきたところであるが、更なる迅速化のために、農用地利用配分計画の縦覧を廃止又は縦覧期間を短縮したいが、法定で2週間と期間が定められているため見直しができない。 なお、市町村農業委員会が農地配分計画案を作成する際に、当該地域の担い手を優先するなど配慮をしているため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき利害関係者から意見が提出されることは、実態としてなく、農用地利用配分計画の縦覧の必要性は低いと考える。 ○当県においても、農地中間管理事業を活用し担い手が賃借権等を設定するまで、約1ヶ月半の事務手続き期間を要し、特に農繁期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている。 2週間の縦覧期間が廃止となることにより、契約に要する期間が短縮されることから、利用者の利便性が向上すると考えられる。 ○農地中間管理事業を行うには、①農地を貸したい人と農地中間管理機構とで基盤強化法等による手続き、②機構と農地を借りたい人とで農地中間管理法による手続きの2つの手続きが必要となり、多くの手間と時間を要している。 このため、目的である農地の集積の加速化には効果を発揮しきれていない。事業を通じた担い手への農地集積を進めるため、手続を簡素化し、担い手への権利設定等に要する期間の短縮化を図ることが望ましい。 ○担い手へ早期に農地の賃借権等の設定を行うためには縦覧の廃止または期間短縮は必要と思われる。 ○農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律）による農用地等の賃借権の設定については、農業経営基盤強化促進法や農地法に比べて手続きが煩雑である。 また、農地中間管理事業が創設されて以降、縦覧期間中に利害関係者から意見書が提出されたことはないため縦覧制度を廃止しても特段の支障はないものと考える。 ○農地中間管理事業については、事務手続きの煩雑さが自治体の負担増及び事業推進の妨げとなっているため、手続きの簡素化を図るべきである。 ○権利移転の手続期間の目安として、農業経営基盤強化促進法が約2か月なのに対し、農地中間管理事業法は約4か月を要する。 契約時及び契約内容変更時の手続が農業者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所窓口で生じている。 ○農地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告や縦覧については、事務が煩雑で多くの時間と労力を要しており、農業者にとっても活用の妨げとなっていることから、事業をより一層推進していく上で、本県においても、農地中間管理事業における農用地利用配分計画の知事認可における縦覧制度の廃止を要望する。（なお、本県においても、平成28年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。） ○配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もなく、制度の見直しが必要である。 ○農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律）による賃借権の設定の場合、農地利用集積計画に基づく農地中間管理機構による中間管理権の設定、農用地利用配分計画に基づく担い手への賃借権の設定が必要となっている。 そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であることや手続きに要する期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっていると考える。 今後、農地中間管理事業を活用した担い手への農用地の集積を円滑に推進するためには手続きの簡素化が必要であり、農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧期間（2週間）が短縮又は廃止されれば事業の利用向上につながると考えている。 なお、これまでに縦覧期間中に利害関係者からの意見書が提出されたことはない。 ○事務手続きに長期間を要する要因となっている。 ○本県では、農地中間管理事業による貸付の手続きは、農地法や基盤法に比べて3週間短縮化なることから、農業者から敬遠される傾向にある。 市町村が配分計画案を作成する段階から、機構、農業委員会や利害関係者と十分な調整をしていることから、平成28年度以来、配分計画の縦覧において意見書の提出は一度もない。	農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の簡雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。
285	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	債権管理回収業に関する特別措置法の特定金銭債権へ都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権を追加	債権管理回収業に関する特別措置法の特定金銭債権へ都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権を追加することにより、当該債権の管理及び回収業務をサービサーへ依頼することが可能となり、都道府県の債権回収の円滑化を図る。	都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権は、債権管理回収業に関する特別措置法の特定金銭債権に該当しないことから、サービサーへ当該債権の管理及び回収業務を依頼することができない。弁護士等への管理及び回収業務を依頼することも選択肢としては考えられるが、サービサーの場合に比べて費用が大幅に高く結局がより選択が躊躇われるため、結果として円滑な債権回収に支障を来している。ついては、都道府県の債権回収の円滑化を図るため、当該債権を債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条第3号の例に準じて特定金銭債権へ追加することを求める。 【制度改正の必要性】 都道府県の債権回収の円滑化を図ること。 【具体的な支障事例】 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）の施行に伴い廃止）に基づき青年農業者等育成センターが関及び都道府県からの貸付金を原資として貸付を行った就農支援資金について、多額の未収金が発生しているが、サービサーへ管理及び回収業務を依頼する選択を取れないことが大きな要因となり、円滑な債権回収に支障を来している。（多くの都道府県で同様の例により未収金が発生している） 【制度改正により懸念される点】 特段懸念されない。	債権管理回収業に関する特別措置法第2条 就農支援資金制度 （青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法）	法務省、農林水産省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案（事務局:大分県）	福島県、栃木県、長野県、徳島県、愛媛県	○当県の青年農業者等育成センターにおいても、専門的知識を有する職員や等任の職員の配置が困難であることから、特に未収金の回収に苦慮している。そのため、制度改正により、債権回収業務をサービサーへ依頼することができれば、より効率的な未収債権の回収が図られると思われる。 ○当県においても、就農支援資金について多額の未収金が発生している状況にある。このための弁護士への依頼を検討しているが、多額の費用が発生することから、県農業公社の職員が債権管理に当たっている。 ○本県においても、農業振興公社を経由した就農支援資金の貸付残高が930.3現在で23件14,653千円あり、うち12件7,146千円については、債務者から公社への返済が延滞している。今後、公社から県への債権に支障が生じる可能性がある。	【農林水産省】 農林水産省は、債権回収業に関する特別措置法を所管しておらず、提案事項の実現可否についてお答えする立場にない。 【法務省】（参考） サービサー（債権回収会社）が取り扱うことのできる債権（特定金銭債権）は、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号（以下「法」という。））第2条各号に掲げるものほか、債権管理回収業に関する特別措置法施行令（平成11年政令第14号（以下「政令」という。））第1条に掲げる等が有する貸付債権及び政令第3条各号に掲げる債権があるが、都道府県等年農業等育成センターが保有する債権についてはこれらの債権に含まれないと解される。 御提案は、サービサーが取り扱うことのできる特定金銭債権の範囲の拡大を求めるものであるところ、その拡大に当たっては、社会経済上のニーズの変化等を調査検討した上、政策目的実現のためサービサーに取り扱わせることの必要性の有無の検討が必要であり、就農支援資金制度に係る貸付金については、そのような必要性のある債権とまでは認め難いと考えている。
311	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化	被災農地等の災害復旧事業のために申請する補助金の申請書類が複雑であるため、 ①補助計画書上には、補助対象経費のみを記載すること。 ②複数年度にまたがる事業については、最終年度の事業費は総事業費から前年度までの事業費の差し引きによって算出すること。 ③より記載しやすく、関連いが起きにくいレイアウトへ変更すること。（別紙参照） 以上の3点について様式の簡素化を提案するもの。	被災農地等の災害復旧事業では、各自治体で補助金の申請を行う際に、農林水産省が指定した「補助計画書」を作成する必要がある。この補助計画書の様式は非常に複雑であるため、数値を記載するたびの取り決めが多く、資料の作成に苦慮している。 例えば、同資料を作成するとで、復旧事業に必要な工事費（補助対象事業費）の他に、工事費に応じて算出する工事雑費（補助対象外経費）を記載する必要があるが、本工事に先駆けて応急工事を行った場合については、応急工事における工事費と工事雑費、本工事における工事費をすべて合算し工事費として記載しなければならず、工事費（補助対象事業費）に応じて補助がある中で、一部工事雑費（補助対象外経費）が含まれることとなり、本来の補助対象事業費の算定に苦慮している。 また、年度を跨いで補助金事務を行うものについては、事業費を年度毎に算出して、その総計を総事業費として算出しなければならないため、総額として算出した額と差が生じるなど、チェックや算定に手間が生じている。 実際に各市町村で内容の誤りが頻発しており、本市でもミスが無いようにするため、資料の作成や内容の確認に相当な時間を要している。	補助金申請に添付する補助計画書の様式の簡素化及び数値を入力する際の取り決めの見直しを行うことにより、補助金申請事務の迅速化・行政事務の効率化が図れることから、住民サービスの向上に繋がる。	○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条 ○（同法律）施行規則第7条 ○農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件（告示　改正　平成12年3月30日農林水産省告示第448号）の「5. 災害復旧事業補助計画書」	農林水産省	指定都市市長会	【別紙】補助計画書の改善点（農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化）.xlsx	ひたちなか市、豊田市、愛媛県、北九州市、大村市、宮崎市	○当地域は大地震の発生が想定されていることや、近年のゲリラ豪雨により農地等災害が増加している。職員数が減少する中、大災害時には多数の案件を実施していかなければならない。迅速な災害復旧のため、補助金申請事務の簡素化を要望する。 ○災害復旧事業を実施する場合、被害の状況によっては一刻も早く復旧を求められるその申請書作成作業となるため、様式の簡素化及び数値を入力する際の取決めの見直しは、事務の効率化と一刻も早い復旧を図ることが可能となるため必要である。 ○①補助計画書は、補助対象外経費の工事雑費及び事務雑費も記載しているが、補助対象経費の工事費のみとすることで事務の簡素化が図れる。 ②現在も、複数年度にまたがる事業については、最終年度の事業費は総事業費から前年度までの事業費の差し引きによって算出している。なお、総事業費と年度毎の事業費算出計に差異が生じる場合は、差金で調整している。	農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件（昭和43年10月1日農林省告示第1487号）の5. に定のている「災害復旧事業補助計画書」の様式の簡素化について検討を行う。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
284	現行制度上でも、配分計画案については、事前に市町村農業委員会の意見を確認すること等により、利害関係者（農地の所有者、使用者等）との調整、すなわち地域の合意を得るための調整はできていたため、あえて都道府県に事務的な負担をかける必要はない。 法附則第2条では、「施行後5年を目途として事業の在り方全般について検討を加える」旨明記されているが、本年はちょうどその5年目に当たる。今秋から機構事業の手続きの徳政令の解消等についての総合的な検討が本格化するのこだが、とりわけ今回提案した「農用地利用配分計画の知事認可における縦覧制度の廃止」については、次期通常国会に改正法案を提出し、必ず実現していただきたい。	－	【群馬県】 配分計画案を作成する際の地域における事前調整の結果、縦覧期間中に利害関係者から意見が提出されることがない実態を踏まえ、5年後見直しに伴う法改正により縦覧を廃止し、農地中間管理事業における事務手続きの迅速化と、都道府県の事務負担の軽減を図っていただきたい。 【福島県】 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年後を目処とした総合的な検討にあたっては、今回の提案を十分勘案するよう要望する。	－	【全国知事会】 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。 なお、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすい環境整備を一層進めること。 【全国市長会】 手続の簡素化に向け、対応を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	【総論】 ○「機構事業の手続の徳政令の解消などについて総合的に検討する」とのことであるが、配分計画の都道府県知事認可、当該認可における縦覧制度、利用権の存続期間延長、業務委託の知事承認についても提案団体の支障を解消する方向で検討いただきたい。 【1】農用地利用集積計画・配分計画の作成事務の簡素化・迅速化 ○ 配分計画の都道府県知事認可については、機構、都道府県及び市町村における計画策定事務に係る一連の手続を簡素化・迅速化する観点から、市町村単位で完結する仕組みへと見直す方向で検討いただきたい。 ○ 配分計画の都道府県知事認可に係る縦覧制度については、実態として、提案団体においてこれまで意見提出の実績がなく、計画策定前段階で関係者間での意見調整が行われていることなどを踏まえ、縦覧を廃止する方向で検討いただきたい。 【2】利用権の存続期間延長手続きの緩和 ○ 利用権の存続期間を単に延長するだけの場合（契約期間以外の内容が既契約と全く同一であり、当事者間で合意がとれている場合）には、周辺の土地利用が現状から変更されるものではないことから、安定的な土地利用を促進するためにも、存続期間の延長に係る手続を別に設けるなど、集積計画及び配分計画の廃回・再作成・認可・公告等の事務を不要とする見直しを行うべきではないか。 ○ 機構関連事業の対象とする農用地については、あらかじめ当該事業が行われ得ることについて所有者に説明が行われていることを理由に、改正土地改良法の施行後に機構が農地中間管理権を取得した農用地のみとされているところ、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地について、機構関連事業を実施しようとする場合には、集積計画の廃回・再作成等により、農地中間管理権の再取得を行う必要があるとされている。 機構関連事業の実施に係る手続を緩和する観点から、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地についても、所有者の合意を得た場合等には、機構関連事業の対象とする方向で制度を見直すべきではないか。 【3】農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止 ○ 農地中間管理事業の実施に当たって求められる公正性を担保するために業務委託に係る知事承認制度が設けられているとしても、農地管理や普及啓発などの単純な内容の委託業務についてまで知事承認を求める必要はないのではないか。	【総論】 ○ 農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の徳政令の解消などについて総合的に検討することとしている。今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 【1】について ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 【2】について ○ 配分計画の単純延長は、農地の集約化の機会を逃すおそれがあり、これを推進することは望ましくないと考えるが、他方、手続の簡素化は重要であるため、これらのバランスを取りながら検討していく。 ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。 【3】について ○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。	6【農林水産省】 （7）農業経営基盤強化促進法（昭55法65）及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平25法101） （ⅰ）農用地利用配分計画の案の縦覧（農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項）については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
285	（法務省） ・就農支援資金制度の政策目的 就農支援資金制度は、農業の技術の習得及び経営方法の習得の支援等と併せ、農業を担うべき青年農業者等の新規就農者の確保をし、もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的としている。 ・サービサーに取り扱わせることの必要性 ①青年農業者等育成センターは就農支援資金制度を含む新規就農の促進を図ることを業務としており、サービサーに未収金の回収を取り扱わせることで、本来の新規就農者確保に注力することができる。 ②追加共同提案団体からの支障事例のとおり、他県でも青年農業者等育成センターは未収金の回収に苦慮している例が多く、センターから県への債務に支障が生じる可能性がある。その場合、各センター又は県において財源手当が必要となる、そのような事態にならないようにするため、未収金の回収を進める方法の選択肢を増やす必要がある。 ③内閣府公共サービス改革推進室から「地方公共団体の公共サービス改革」「公金の債権回収業務」～官民連携に向けて～」（平成25年3月）、「地方公共団体の公金債権回収促進のための民間委託に関する調査」（平成28年2月）が出されており、国でも債権回収における官民連携・民間委託の方向を示している。センターは自治体ではないが下記のとおり債権管理回収業に関する特別措置法の貸付主体と同様であると考えられる。 ④債権管理回収業に関する特別措置法では貸付債権の主体として「独立行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人住宅金融支援機構」並びに都道府県といった貸付業務を行う団体が規定されており、就農支援資金貸付で重要な役割を果たす青年農業者等育成センターも類似の貸付主体と言える。 （農林水産省） 就農支援資金の農業者への貸付原資の2/3は国から都道府県への貸付金であり、農業者からセンターへの未収金が債務回収であるとセンターから県、県から国への債務が困難になるため、就農支援資金制度を所管する立場から今回提案の必要性についてのご見解をお示し願いたい。	－	【福島県】 就農支援資金の農業者への貸付原資の2/3は国から都道府県への貸付金であり、センターにおいて農業者の未収金回収が進まないことで、センターから県、県から国への債務が困難となるため、今後提案についてご支援願いたい。	－	－		（法務省） ・サービサーが取り扱うことのできる特定金銭債権の範囲の拡大に当たり、社会経済上のニーズの変化等を踏まえ検討した上、政策目的実現のためサービサーに取り扱わせることの必要性の有無の検討が必要であることは前回お答えしたとおりであるところ、御説明いただいた見解を踏まえても、就農支援資金制度に係る貸付金については、そのような必要性のある債権とまでは認め難いと考えている。 【農林水産省】 就農支援資金の貸付金債権については、農業者への貸付主体である青年農業者育成センターが、適切に回収した上で、都道府県に債務を行い、国に債務していただく必要があると考えている。	－
311	様式の簡素化について検討いただけることに感謝する。 災害時の迅速な補助金申請事務を可能にするためにも、簡素化が実現する方向で検討をお願いしたい。 また、簡素化されることとなった際には、その具体的内容についてご教示いただきたい。	－	－	－	【全国知事会】 大規模・広域・複合災害への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化など、必要な見直しを行うこと。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件（昭和43年10月1日農林省告示第1487号）の5 に定めている「災害復旧事業補助計画書」の作成にあたっては、補助対象外経費の記載を要しないこととし、平成30年度中に様式の改正を行う。	6【農林水産省】 （4）農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭25法169） （ⅰ）農地及び農業用施設に係る災害復旧事業補助計画書（施行規則7条）の様式については、補助対象外経費の記載を要しないこととし、2018年度中に告示を改正する。